大洲市 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【第9期計画:令和6(2024)年度~令和8(2026)年度】



大洲市

はじめに



介護保険制度は平成12年4月に創設され、社会情勢の変化や高齢化の進行に伴って、制度の改正やサービスの充実が図られ、介護の問題を社会全体で支える仕組みとして定着・発展してきました。一方、我が国では令和7年には団塊の世代のすべての人が75歳以上の後期高齢者になるという介護保険制度運営上の大きな課題を抱える年でもあります。

さらに令和22年には、高齢者人口がピークを迎え、要介護高齢者の増加や生産年齢人口の急減が見込まれる、いわゆる「2040年問題」が取り沙汰され、本市においても、令和5年に総人口が4万人を割り込み、高齢化率は37.9%となっており、今後も継続して高齢化率が上昇し、令和22年(2040年)には44%となる見込みとなっています。

こうした中で、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を見据え、様々な支援が提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指して、令和6年度から令和8年度の3年間を対象とした「大洲市高齢者福祉計画・大洲市介護保険事業計画(第9期計画)」を策定いたしました。

今回策定した計画では、『すべての市民がつながりささえあい生き生きと暮らせるまち 大洲』を基本理念に掲げて、本市の中長期的な地域の人口動態や介護ニーズを適切に捉え、高齢者が介護や援助が必要となった場合にも、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が営まれるよう、地域、事業者、行政が一体となって支援していく地域づくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見とご提案をいただきました「大洲市地域福祉推進委員会」の皆様をはじめ、各種アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様、事業者、関係機関の方々に心からお礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和6年3月

大洲市長 二宫隆久

目 次

【総論】

第丨	計画の策定に当たって	l
١.	計画策定の目的	I
2.	計画策定の意義	2
3.	法的位置づけ	2
4.	上位計画との関係	2
5.	計画の期間	3
6.	計画の策定体制	3
7.	第 9 期計画の基本方針	4
第 2	高齢者人口、介護サービス等の推移	6
١.	大洲市の人口構造	6
2.	要支援・要介護認定者の推移	9
3.	人口推計	12
4.	高齢者人口構成の推計	13
5.	認定者数の推計	14
6.	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況	14
7.	リハビリテーション提供体制	15
8.	給付の状況	18
第 3	日常生活圏域ニーズ調査等調査結果	21
١.	調査概要	21
2.	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)	22
3.	在宅介護実態調査結果(抜粋)	29
4.	高齢者に関する市民意識調査結果(抜粋)	35
第 4	計画の基本的な考え方	41
١.	基本理念	41
2.	施策の体系	42
3.	地域包括ケアシステムについて	43
第 5	日常生活圏域の設定	48
١.	令和 5(2023)年度における日常生活圏域の状況	49

【各論】

第丨	高齢者を支えるまちづくり	51
١.	多様な「住まい」の普及推進	5 I
2.	住みよい福祉のまちづくりの推進	52
3.	災害時や感染症対策における環境整備	53
4.	重層的な支援のしくみづくり	54
第2	高齢者の生きがいと社会参加活動の充実	55
١.	生涯学習の推進	55
2.	老人クラブ活動の促進	56
3.	シルバー人材センター	57
4.	世代間交流の推進	58
第3	高齢者福祉サービスの充実	59
١.	地域支援事業	59
2.	在宅福祉事業	75
3.	福祉施設	77
4.	社会福祉協議会活動	80
第 4	介護保険サービスの充実	92
第4	介護保険サービスの充実 在宅介護サービスの充実	
		92
1.	在宅介護サービスの充実	92 95
1.	在宅介護サービスの充実 地域密着型サービスの提供	92 95 99
1. 2. 3.	在宅介護サービスの充実地域密着型サービスの提供施設介護サービスの提供	92 95 99 00
1. 2. 3. 4.	在宅介護サービスの充実地域密着型サービスの提供施設介護サービスの提供	92 95 99 00 07
1. 2. 3. 4. 第5	在宅介護サービスの充実	92 95 99 00 07
1. 2. 3. 4. 第5	在宅介護サービスの充実 地域密着型サービスの提供 施設介護サービスの提供 第 号被保険者の介護保険料	92 95 99 00 07 08
1. 2. 3. 4. 第5 1. 2.	在宅介護サービスの充実 地域密着型サービスの提供 施設介護サービスの提供 第 号被保険者の介護保険料	92 95 99 00 07 07 08 09
1. 2. 3. 4. 第5 1. 2. 3.	在宅介護サービスの充実 地域密着型サービスの提供 施設介護サービスの提供 第 号被保険者の介護保険料	92 95 99 00 07 07 08 09
1. 2. 3. 4. 第5 1. 2. 3. 4.	在宅介護サービスの充実 地域密着型サービスの提供 施設介護サービスの提供 第 号被保険者の介護保険料	92 95 99 00 07 08 09 09
1. 2. 3. 4. 第5 1. 2. 3. 4. 5.	在宅介護サービスの充実	92 95 99 00 07 07 08 09 10
1. 2. 3. 4. 第 1. 2. 3. 4. 5. 6	在宅介護サービスの充実	92 95 99 00 07 07 08 09 10 12

総論

第1 計画の策定に当たって

1. 計画策定の目的

我が国の総人口は、令和 5(2023)年 4 月 1 日現在、約 1 億 2,455 万 4 千人と前年同月に比べ約 51 万 7 千人減少しています。一方で後期高齢者(75 歳以上)人口は約 1,975 万 5 千人と前年同月に比べ約 75 万 4 千人増加し、高齢化率は 29.1%となっています。また、団塊世代が後期高齢者(75 歳以上)となる令和 7(2025)年には高齢化率が 32.1%、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年には 37.7%となる見込みとなっています。

一方、高齢者や要介護者等を支える世代となる生産年齢人口(15~64 歳未満)は7,401万人と前年同月に比べ約17万4千人減少しています。

こうした背景を踏まえ「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、生産年齢人口が急減することを踏まえ、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上等を図るための指針が示されました。

また、令和 5(2023)年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 (認知症基本法)では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進するという目的が示されました。また、基本的な施策として、①認知症の人に関する理解、②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保、④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦研究等の推進等、⑧認知症の予防等が挙げられています。

こうした中、「第8期計画」を見直す時期を迎え、本市の地域特性に鑑み、「大洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【第9期計画:令和6(2024)年度~令和8(2026)年度】」は、大洲市におけるすべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援などの各種施策、サービスの提供量、提供体制、介護保険財政の安定化の方策等を示し、市民とともに推進していくことを目的に策定するものです。

2. 計画策定の意義

団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる令和 7(2025)年、さらに令和 22(2040)年には、団塊ジュニア世代が高齢者となる一方、支える世代となる生産年齢人口の減少となる状況において、持続的に高齢者保健福祉施策及び介護保険施策を展開していくためには、保健、医療、福祉、また市民、事業所、行政が一体となって、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備等を推進していくことが重要となります。

「大洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【第 9 期計画:令和 6(2024)年度~令和 8(2026)年度】」は、高齢者の状況や地域の実情を踏まえた施策を計画的かつ着実に推進していけるように、市が目指すべき目標や施策の方向を明らかにし、中長期的な視点とより広い 視野を持って策定するものです。

3. 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき策定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 116 条第 1 項による国の基本指針に沿って、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の 2 つの計画を、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

上述のとおり、「介護保険事業計画」は 3 年を I 期として計画内容を見直す必要があります。そのため、本年度、新たに令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までを計画期間とする第 9 期計画の策定を行います。

4. 上位計画との関係

第 2 次大洲市総合計画では、[きらめくおおず ~みんな輝く肱川流域のまち~]をまちづくりの将来像として、また、基本目標の「安心きらめくまちづくり」において、「保健、医療の充実」「福祉の充実」の 2 つを施策の大綱として設定しています。

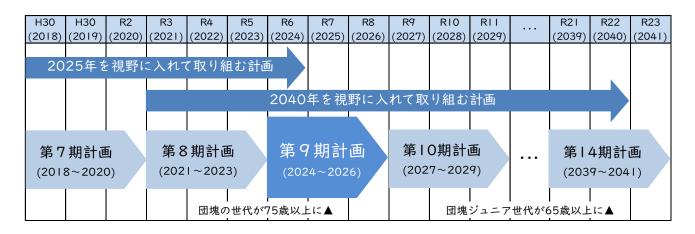
この施策の大綱は、保健、医療と連携した本市の高齢者施策において、基本的な考え方を 明示しています。

本計画は、第2次大洲市総合計画や福祉関連計画等の基本的考え方を踏まえ、高齢者に関する専門的、個別的な領域を受け持つとともに、「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」との連携、整合性を図っています。

5. 計画の期間

「大洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画【第9期計画】」は令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3年間の計画です。

また、第8期計画における地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承し、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年までの高齢者の動向を見据え、計画の基礎となる人口や要支援・要介護認定者数のほか、サービス水準や給付費、保険料水準についても令和22(2040)年までの水準を検証しながら推計するものとし、大洲市のサービスの方向性や基盤整備、生活支援サービスの整備、介護人材の確保等を踏まえながら、令和6(2024)年度からの3年間の取組として、介護保険サービス量(目標量)等の設定を行います。



6. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、高齢福祉課を事務局とし、庁内の関係各課と連携を図るとともに、保健、医療、福祉関係機関、団体、サービス事業者や市民等の代表者からなる「大洲市地域福祉推進委員会」にて審議を重ね、本市の高齢者福祉施策及び介護保険事業施策の3年間の計画を審議して策定しました。

7. 第9期計画の基本方針

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

令和 22 (2040) 年を見据えた中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保します。その際、施設やサービス提供事業者や地域の関係者とサービス基盤の在り方等について協議を進めます。また、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保に努め、医療・介護の連携強化を図ります。

② 在宅サービスの充実

居宅要支援・要介護者に対しては、在宅生活の継続及び在宅復帰に向けたニーズに対応 できるような在宅療養支援の検討を進めます。また、介護サービス基盤整備においては、 地域密着型サービスのニーズ等について検討を進めます。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものであり、 地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を行う主体としてとらえ、地域の多 様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人 の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

地域包括ケアシステムを構成する大きな要素でもある介護予防・日常生活支援総合事業については、第8期計画以前の実施状況の検証を行うとともに第9期計画を通じて集中的に取り組みます。認知症施策については、認知症施策推進大綱における施策を踏まえ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していきます。また、令和5年5月に成立した認知症基本法に対しても、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策を推進していきます。

地域における高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に対しては、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働した取組を展開していきます。

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」では、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置付けることとしており、医療情報及び介護情報を共有できる情報基盤の全国一元的な整備が進むことになります。地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)を進め、患者・利用者自身の医療・介護情報の標準化を進め、デジタル基盤を活用して医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報

を共有・活用に向けた整備を推進していきます。

③ 保険者機能の強化

本市における介護保険制度の持続的な運営を目指し、保険者機能の強化を推進していきます。また、その評価指標等の見直しを含めた取組の充実を図ります。保険者機能の強化においては、県からの支援を含め給付適正化事業に効果的、効率的に取り組んでいきます。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

今後もさらに高齢化が進む一方で、本市においても生産年齢人口は急速に減少することが見込まれています。このような人口動態等を踏まえると、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されます。こうした現状において、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの検討を進めていきます。また、深刻化する介護人材不足を解決し、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上の取組の一層の推進は喫緊の課題となっています。今後は、介護現場における介護ロボット・ICT の導入促進や、いわゆる介護助手の活用等について、県の支援も併せ、介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進していきます。

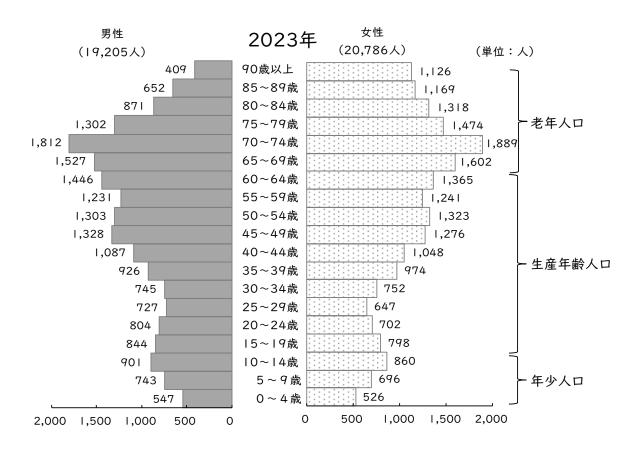
また、介護分野の行政手続きにおける文書負担軽減に向けた取組(標準様式例の使用基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)や介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組についても検討を進めていきます。

第2 高齢者人口、介護サービス等の推移

1. 大洲市の人口構造

(1) 現在の人口

令和 5(2023)年 9 月末日時点の総人口(39,991人)の 5 歳毎分布をみると、男性、女性ともに 70~74 歳が最も多くなっています。



※資料:住民基本台帳 令和 5(2023)年 9 月末日現在

(2)人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和 5(2023)年では 39,991 人と、平成 30(2018)年の 43,540 人から 5 年間で 3,549 人減少しています。

一方で、高齢者人口(65歳以上)は平成30(2018)年から令和2(2020)年に掛けて増加するものの、令和3(2021)年では減少し、令和5(2023)年まで減少傾向で推移しています。

総人口、年少人口、生産年齢人口の減少により高齢化率は年々上昇し、令和 5(2023)年では 37.9%となっています。また、総人口に占める 75 歳以上の割合は令和 5(2023)年では 20.8%となっています。

(3) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、平成 30(2018)年から令和 5(2023)年に掛けて前期高齢者 (65歳~74歳)は増減を繰り返しています。後期高齢者 (75歳以上)は令和3(2021)年まで減少し、以降増加の傾向となっています。

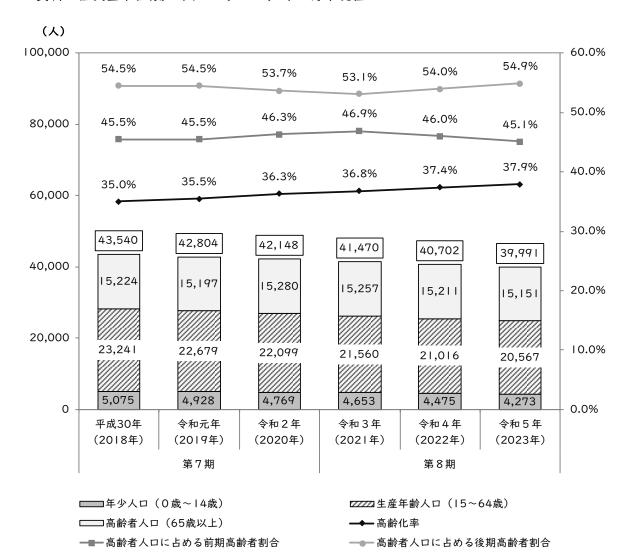
令和 5(2023)年には前期高齢者が 6,830 人、後期高齢者が 8,321 人となっています。平成 30(2018)年から比べると前期高齢者は 91 人の減少、後期高齢者は 18 人の増加となっています。

高齢者人口に占める前期高齢者の割合は令和3年より減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向となっており、令和5(2023)年では前期高齢者が45.1%、後期高齢者が54.9%となっています。

単位:人

		第7期		第8期				
区分	平成30年(2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
総人口	43,540	42,804	42,148	41,470	40,702	39,991		
年少人口(0歳~14歳)	5,075	4,928	4,769	4,653	4,475	4,273		
生産年齢人口(15~64歳)	23,241	22,679	22,099	21,560	21,016	20,567		
40歳~64歳	13,928	13,699	13,379	13,157	12,933	12,648		
高齢者人口(65歳以上)	15,224	15,197	15,280	15,257	15,211	15,151		
前期高齢者(65歳~74歳)	6,921	6,911	7,073	7,163	6,999	6,830		
後期高齢者(75歳以上)	8,303	8,286	8,207	8,094	8,212	8,321		
高齢化率	35.0%	35.5%	36.3%	36.8%	37.4%	37.9%		
高齢者人口に占める前期高齢者割合	45.5%	45.5%	46.3%	46.9%	46.0%	45.1%		
高齢者人口に占める後期高齢者割合	54.5%	54.5%	53.7%	53.1%	54.0%	54.9%		
総人口に占める75歳以上割合	19.1%	19.4%	19.5%	19.5%	20.2%	20.8%		

※資料:住民基本台帳/令和5(2023)年9月末現在



※資料:住民基本台帳 各年9月末日現在

2. 要支援・要介護認定者の推移

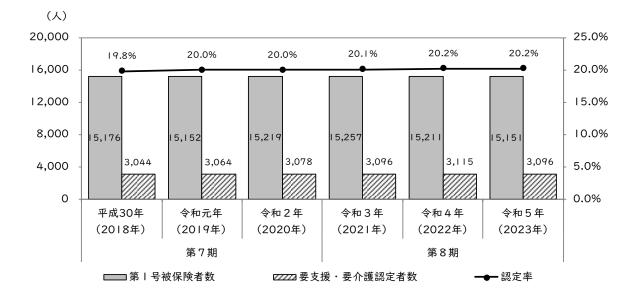
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和 5(2023)年は 3,096 人となっており、平成 30(2018) 年の 3,044 人と比較すると、52 人増加となっています。

認定率は令和 4(2022)年、令和 5(2023)年で 20.2%となっています。

単位:人

						THE . /
		第7期		第8期		
区分	平成30年(2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第丨号被保険者数	15,176	15,152	15,219	15,257	15,211	15,151
要支援・要介護認定者数	3,044	3,064	3,078	3,096	3,115	3,096
第 号被保険者数	2,999	3,028	3,038	3,060	3,080	3,058
第2号被保険者数	45	36	40	36	35	38
認定率	19.8%	20.0%	20.0%	20.1%	20.2%	20.2%



※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年9月末日 現在

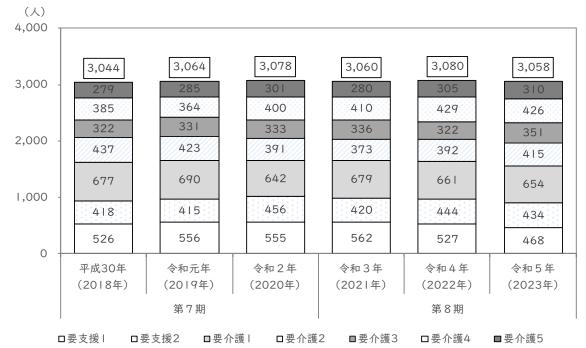
※本指標の「認定率」は、第 | 号被保険者の認定者数を第 | 号被保険者数で除した数。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移の内訳

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、平成 30(2018)年から令和 5(2023)年に掛けてすべての介護度で増減を繰り返していますが、要介護 2、要介護 3、要介護 5 は概ね増加傾向にあります。

単位:人

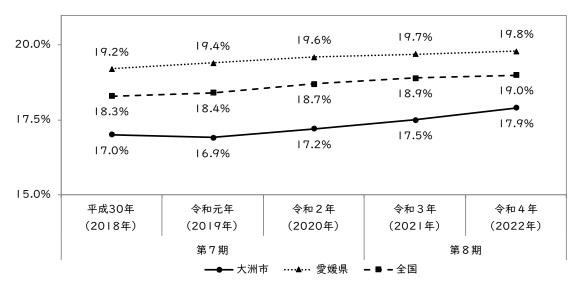
			第7期			第8期	
区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和 2 年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要支援	爰・要介護認定者数	3,044	3,064	3,078	3,060	3,080	3,058
	要支援Ⅰ	526	556	555	562	527	468
	要支援2	418	415	456	420	444	434
	要介護Ⅰ	677	690	642	679	661	654
	要介護2	437	423	391	373	392	415
	要介護3	322	331	333	336	322	351
	要介護4	385	364	400	410	429	426
	要介護5	279	285	301	280	305	310



※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年9月末日 現在

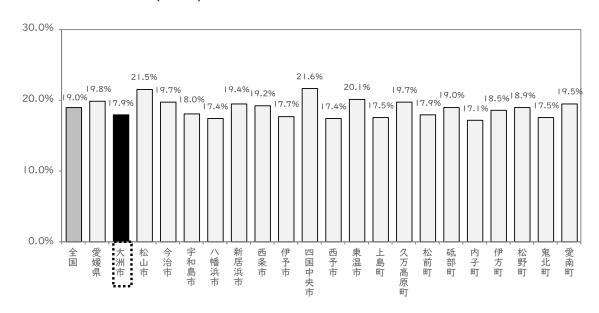
(3)調整済み認定率の比較

大洲市の調整済み認定率は、令和元(2019)年以降増加傾向で推移しており、全国よりも約2%程度低い値になっています。また、すべての年で全国、愛媛県より低い水準で推移しています。



※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年3月末日 現在

※調整済み認定率:性、年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成 27(2015)年 | 月 | 日時点の全国平均の構成。



※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 令和 4(2022) 年時点(性、年齢構成を考慮しない調整済み認定率を使用)

※調整済み認定率:性、年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は令和元 年度の全国的な全国平均の構成。

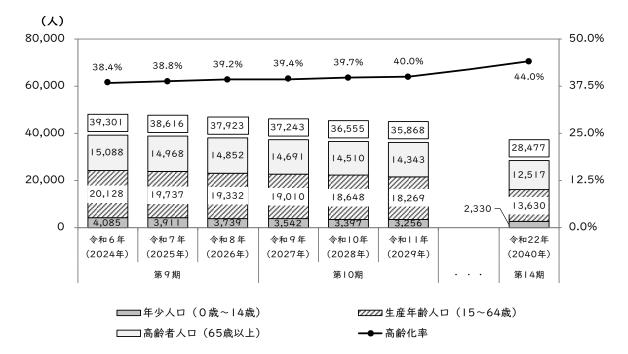
3. 人口推計

将来人口の推計をみると、総人口は今後も減少し、令和 8(2026)年では 37,923 人と、令和 5(2023)年(39,991 人)から 2,068 人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和 II(2029)年では 35,868 人、令和 22(2040)年では 28,477 人となっています。

一方で、高齢者人口も減少傾向となっていますが、内訳をみると、後期高齢者人口は令和 IO(2028)年まで増加を続けます。

また、総人口に占める 75 歳以上の割合は、令和 II (2029)年では 24.3%、さらに令和 22(2040)年では 27.4%となる見込みとなっています。

							_	単位:人
		第9期			第10期			第14期
区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)		令和22年 (2040年)
総人口	39,301	38,616	37,923	37,243	36,555	35,868		28,477
年少人口(0歳~14歳)	4,085	3,911	3,739	3,542	3,397	3,256		2,330
生産年齢人口(15~64歳)	20,128	19,737	19,332	19,010	18,648	18,269		13,630
40歳~64歳	12,400	12,179	11,940	11,742	11,524	11,291		8,587
高齢者人口(65歳以上)	15,088	14,968	14,852	14,691	14,510	14,343		12,517
前期高齢者(65歳~74歳)	6,642	6,354	6,173	5,929	5,741	5,632		4,725
後期高齢者(75歳以上)	8,446	8,614	8,679	8,762	8,769	8,711		7,792
高齢化率	38.4%	38.8%	39.2%	39.4%	39.7%	40.0%		44.0%
総人口に占める75歳以上割合	21.5%	22.3%	22.9%	23.5%	24.0%	24.3%	ſ	27.4%



※資料:住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団(コーホート)の過去における実績人口の変化率 に基づき将来人口を推計する方法。

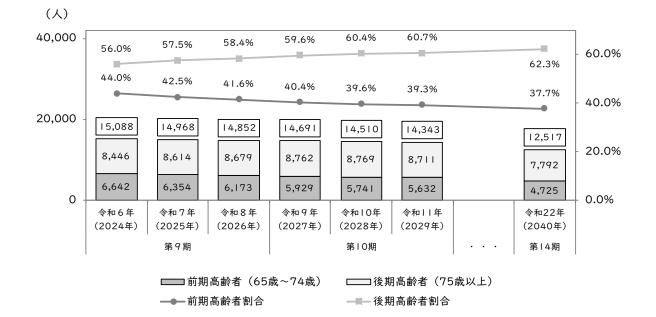
4. 高齢者人口構成の推計

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は令和 II(2029)年まで増加傾向となっており、令和 8(2026)年では前期高齢者が 6,173 人、後期高齢者が 8,679 人となっています。

また、令和 II (2029)年の高齢者人口は I4,343 人、令和 22(2040)年は I2,517 人と、高齢者人口は年々減少する見込みとなっています。

高齢者人口に占める前期高齢者の割合は年々減少、後期高齢者の割合は年々増加する見 込みとなっています。

			第9期		第IO期			
	区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
	= ~	(2024年)	(2025年)	(2026年)	(2027年)	(2028年)	(2029年)	
高齢者	人口(65歳以上)	15,088	14,968	14,852	14,691	14,510	14,343	
Ē	前期高齢者(65歳~74歳)	6,642	6,354	6,173	5,929	5,741	5,632	
1	後期高齢者(75歳以上)	8,446	8,614	8,679	8,762	8,769	8,711	
前期高的	齢者割合	44.0%	42.5%	41.6%	40.4%	39.6%	39.3%	
後期高	齢者割合	56.0%	57.5%	58.4%	59.6%	60.4%	60.7%	



※資料:住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

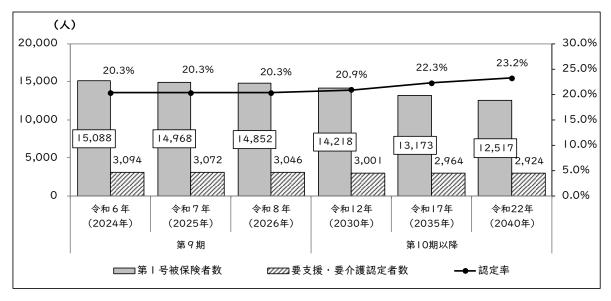
5. 認定者数の推計

認定者数の推計をみると、令和 6(2024)年以降減少傾向が継続する見込みとなっています。

一方、認定率は令和 I2(2030)年以降増加する見込みとなっており、令和 I7(2035)年では 22.3%、令和 22(2040)年では 23.2%となる見込みです。

単位:人

			第9期		第10期以降			
区分		令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	
第1号	B被保険者数	15,088	14,968	14,852	14,218	13,173	12,517	
要支援	爰・要介護認定者数	3,094	3,072	3,046	3,001	2,964	2,924	
	第 号被保険者数	3,057	3,036	3,010	2,965	2,934	2,898	
	第2号被保険者数	37	36	36	36	30	26	
認定率	<u>K</u>	20.3%	20.3%	20.3%	20.9%	22.3%	23.2%	



※資料:将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」令和2(2020)年9月月報を基に、地域包括ケア「見える化」システムで推計

6. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況

令和5年6月30日現在の有料老人ホームは6箇所(介護付き有料老人ホーム2箇所、住宅型有料老人ホーム4箇所)、サービス付き高齢者向け住宅3箇所となっています。

施設種別	施設数	定員数	入居者数
介護付き有料老人ホーム	2 箇所	86 人	83 人
住宅型有料老人ホーム	4 箇所	62 人	57 人
サービス付き高齢者向け住宅	3 箇所	140人	137人

7. リハビリテーション提供体制

(1) 目標

大洲市では要介護者の身体機能低下や、認知機能低下等の原因として多彩な病態や障がいが考えられることから、「心身機能」「活動」「参加」に働き掛けるリハビリテーションを提供することが必要と考えています。

そのため、リハビリテーション提供体制の構築を目指し、地域のリハビリテーションの資源や供給量、需要を基に介護保険の現状や課題を把握し、適切な施策へつなげるため、ストラクチャー指標やプロセス指標を活用します。また、実地指導などを通じて、現状把握に基づいた改善の継続により、本人の自立した生活を目指し、生活の質の向上に努めます。また、訪問看護ステーションとも連携し、訪問看護と訪問リハビリの提携体制の構築を図ります。

(2) 現状分析

【ストラクチャー指標】

①事業所(訪問リハビリテーション)

本市の訪問リハビリテーション事業所数は I か所(認定者 I 万対 3.31)となっており 全国、愛媛県よりも少なくなっています。県内市町では、下位 6 番目になります。

事業所 (訪問リハビリテーション)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
(事業所[認定者 万対])	8.36	7.13	3.31	5.51	11.40	3.54	12.00	8.95	11.34	8.63	6.35
(事業所)	5,653	66		17	13	2	3	7	8	2	4
事業所	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
(訪問リハビリテーション)	F2 1. th	木画中	T 40 11	人刀间亦引	47 BJ ~J	467 th w1	13.2 ml	17 // "]	12 ±1 =1	NE JUM	发制可
(事業所[認定者 万対])	9.07	9.22	0.00	9.81	5.73	0.00	7.52	0.00	0.00	11.12	0.00
(事業所)	3	2	0	1	I	0	1	0	0	1	0

※資料:令和3年(2021年)時点

②事業所(通所リハビリテーション)

本市の通所リハビリテーション事業所数は 4 か所(認定者 | 万対 | 3.24) となっており、全国よりも多いですが、愛媛県よりも少なくなっています。県内市町では、下位 | 0 番目になります。

事業所 (通所リハビリテーション)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
(事業所[認定者 万対])	12.42	15.13	13.24	15.22	19.29	10.61	12.00	16.62	15.59	17.26	15.89
(事業所)	8,402	140	4	47	22	6	3	13		4	10
事業所 (通所リハビリテーション)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
(事業所[認定者 万対])	9.07	23.04	0.00	19.63	11.45	15.36	30.08	0.00	0.00	11.12	5.41
(事業所)	3	5	0	2	2	2	4	0	0	I	1

※資料:令和3年(2021年)時点

③事業所(介護老人保健施設)

本市の介護老人保健施設の事業所数は 3 か所(認定者 | 万対 9.93)となっており、全国、愛媛県よりも多くなっています。県内市町では、上位 4 番目になります。

事業所 (介護老人保健施設)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
(事業所[認定者 万対])	6.32	7.35	9.93	5.18	10.52	7.07	8.00	6.39	9.92	4.32	7.94
(事業所)	4,277	68	3	16	12	4	2	5	7		5
事業所 (介護老人保健施設)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
(事業所[認定者 万対])	9.07	9.22	0.00	9.81	5.73	7.68	22.56	0.00	0.00	11.12	5.41
(事業所)	3	2	0	1	1	1	3	0	0		-

※資料:令和3年(2021年)時点

④事業所(介護医療院)

本市の介護医療院の事業所数は 2 か所(認定者 | 万対 6.62)となっており、全国、愛媛県よりも多くなっています。県内市町では、上位 3 番目になります。

事業所 (介護医療院)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
(事業所[認定者 万対])	1.00	1.40	6.62	0.65	1.75	0.00	4.00	0.00	1.42	4.32	3.18
(事業所)	676	13	2	2	2	0	1	0	1	1	2
事業所 (介護医療院)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
(事業所[認定者 万対])	0.00	0.00	0.00	9.81	0.00	7.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(事業所)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0

※資料:令和3年(2021年)時点

【プロセス指標】

①利用率(訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーションの利用率は、1.79%となっており、全国、愛媛県よりも大きくなっています。県内市町では、上位5番目になります。

利用率 (訪問リハビリ テーション)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計 (%)	2.04	1.11	1.79	0.68	2.21	0.32	2.35	0.93	1.33	0.22	2.14
利用率 (訪問リハビリ テーション)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計 (%)	1.76	0.63	0.09	0.20	0.17	0.00	2.53	1.47	0.00	0.45	0.05

※資料:令和5年(2023年)時点

②利用率 (通所リハビリテーション)

通所リハビリテーションの利用率は、9.70%となっており、全国、愛媛県よりも大きくなっています。県内市町では、上位8番目になります。

利用率 (通所リハビリ テーション)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計 (%)	8.49	9.52	9.70	6.57	12.61	6.00	9.54	10.66	10.54	6.42	21.75
利用率 (通所リハビリ テーション)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計 (%)	6.06	21.00	1.30	5.82	4.46	12.50	20.62	2.78	1.06	2.55	5.00

※資料:令和5年(2023年)時点

③利用率(介護老人保健施設)

介護老人保健施設の利用率は、7.07%となっており、全国、愛媛県よりも大きくなっています。県内市町では、上位8番目になります。

利用率 (介護老人保健施設)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計 (%)	5.02	5.42	7.07	3.50	7.20	6.19	6.68	4.87	5.64	5.52	5.21
利用率 (介護老人保健施設)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計 (%)	8.71	9.72	0.87	6.48	4.71	7.52	12.75	6.43	1.99	6.47	5.54

※資料:令和5年(2023年)時点

④利用率(介護医療院)

介護医療院の利用率は、I.22%となっており、全国、愛媛県よりも大きくなっています。 県内市町では、上位6番目になります。

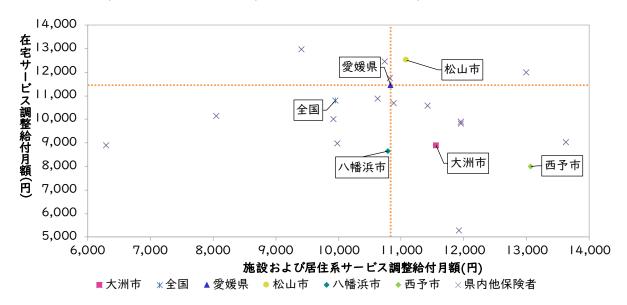
利用率(介護医療院)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計 (%)	0.63	0.52	1.22	0.23	1.26	0.00	0.48	0.03	0.50	1.59	1.28
利用率 (介護医療院)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計 (%)	0.12	0.63	0.69	1.47	0.54	0.85	0.23	0.11	0.00	0.00	0.11

※資料:令和5年(2023年)時点

8. 給付の状況

(1) 第 | 号被保険者 | 人当たり調整給付月額

第 | 号被保険者 | 人当たり調整給付月額の状況をみると、施設及び居住系サービスの給付月額は | 1,562 円で全国の 9,955 円、愛媛県の | 0,83 | 円を上回っています。在宅サービスは 8,89 | 円で全国の | 0,786 円、愛媛県の | 1,444 円を下回っています。



- ※資料:厚労省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告(年報)」 令和 2(2020)年 現在
- ※調整給付月額は、第 | 号被保険者の性、年齢構成を調整し、単位数に一律 | 0 円を乗じ、さらに実 効給付率を乗じた数。
- ※実効給付率とは、当該年度の給付額の合計を費用額の合計で除した割合。
- ※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第 | 号被保険者数で除した数。
- ※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第 | 号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第 | 号被保険者数で除した数。
- ※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、福祉用具貸与、介護予防支援、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す。
- ※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密 着型特定施設入居者生活介護を指す。

(2) 計画値との対比

①介護予防サービス

介護予防サービスの合計の計画対比は、令和 3(2021)年度 101.6%、令和 4(2022)年 度 90.2%と±10%の範囲内に入っています。

			令和3年度			令和4年度	
		計画値	実績率	計画対比	計画値	実績率	計画対
ト護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	140	-	0	0	-
	回数(回)	0.0	1.3	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	_	-	0	0	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	21,568	25,077	116.3%	21,580	22,726	105
	回数(回)	561.2	680.3	121.2%	561.2	607.7	108
	人数(人)	68	82	119.9%	68	72	105
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	8,408	7,286	86.7%	8,413	7,665	9
	回数(回)	238.2	219.3	92.0%	238.2	229.8	96
	人数(人)	24	24	100.0%	24	24	10
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	986	1,074	108.9%	986	1,163	113
	人数(人)	12	13	108.3%	12	14	11:
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	51,423	42,036	81.7%	51,451	36,250	70
	人数(人)	127	106	83.5%	127	91	7
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	5,215	3,291	63.1%	5,218	1,972	3'
7 3	日数(日)	72.6	46.5	64.0%	72.6	28.4	3
	人数(人)	7	7	101.2%	7	5	6
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	913	455	49.8%	914	474	5
71 00 3 137 227 37 177 30 71 100 (2 00)	日数(日)	8.0	3.9	49.0%	8.0	5.1	6
	人数(人)	2	J.,	37.5%	2	I	4
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	428	0	0.0%	428	0	
/ 成 1 / / / / / / / / 版 / / 成 (/ / / / / / / / / / / / / / / /	日数(日)	5.9	0.0	0.0%	5.9	0.0	
	人数(人)	3.7	0.0	0.0%	3.7	0.0	
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	140	- 0.070	0	118	_
/ 设 1 / / / / / / / / 设 / / 设 (/ 1 设 / / / / / / / / / / / / / / / / /	日数(日)	0.0	1.6	_	0.0	1.6	
	人数(人)	0.0	0		0.0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	24,912	29,669	119.1%	24,985	28,713	- 11
// 设 / / / / / / / / / / / / / / / / /	人数(人)	384	417	108.5%	385	414	10
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	2,680	3.094	115.4%	2,944	2,352	7
付足 / 1 设 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	人数(人)	2,080	12	128.7%	10	2,332	8
介護予防住宅改修	給付費(千円)	9,966	8,534	85.6%	9,966	9,705	9
/ 1 被 J / 70 圧七以 / /	人数(人)	12	8,334	83.070	12	12	9
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	14,847	15,219	102.5%	14,855	10,662	7
开设了仍行足地敌八冶有王冶升设	人数(人)	14,847	13,214	102.3%	14,833	10,002	6
	八致(八)	1 /	1 7	102.0%	1 /	12	- 6
四域名有望が護丁的サービス 介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	640	_	0	611	_
介護了仍認知征对心空週所介護	回数(回)	0.0	5.8		0.0	5.9	
	人数(人)	0.0	5.6	_	0.0	5.9	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,899	/ F9/	- 124 40/	ŭ	4 284	-
川霞丁四小观侠夕慨能坐店七川霞			6,586	134.4%	4,902	4,384	8
人 ** 7 叶 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人数(人)	6	2.045	131.9%	6		9
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	3,947	-	0	1,774	
	人数(人)	0	2	_	0		-
ト護予防支援	給付費(千円)	25,183	27,045	107.4%	25,303	26,601	10
	人数(人)	473	499	105.5%	475	490	10
	給付費(千円)	171,428	174,233	101.6%	171,945	155,173	9

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は | 月当たりの数、人数は | 月当たりの利用者数。 | ※資料:厚労省「介護保険事業報告(月報)」合計□

②介護サービス

介護サービスの合計の計画対比は、令和 3(2021)年度 94.2%、令和 4(2022)年度 94.9%と-10%の範囲内に入っています。

訪訪話居通通短短短短短悟特定夜地認小認地地問問問完所則則期期期私定宅定着期間域知規矩域透透調,養護八所所所所所則則私修設型回応着対多対着着			計画値	令和3年度 実績率	計画対比	計画値	令和4年度 実績率	計画
訪 訪 訪 居 通 通 短 短 短 短 短 管 体 密定 夜 地 認 小 認 地 地間間 間 間 宅 所 所 期 期 期 祉 定 宅 难 差期間 域 知 規 知 域 域外 養 護 ハ 所 所 所 所 所 具 祉 修 設 型回 応 着 対 多 対 着 着			司四旭	天棋学	司四刈几	司回旭	天視平	司匹
訪訪訪居通通短短短短短衛特住特密定夜地認小認地地問問問官亦所期期期期祖定宅定期間域知規知規知域域別人看り療所,則入入入用福改施型巡対密接控密密	(4PER	給付費(千円)	182,581	158,228	86.7%	182,653	149,751	8
訪訪話居通通短短短短短悟特定夜地認小認地地問問問完所則則期期期私定宅定着期間域知規矩域透透調,養護八所所所所所則則私修設型回応着対多対着着	// bx	回数(回)	6,358.3		84.5%		5,075.0	-
訪訪話居通通短短短短衛特住特密定夜地認小認地地問問問宅所則期期期祉定宅定着期間域知規知域憲護八番護八所所所所所所則則祉修設世回応着対多対着着		人数(人)	275	234	85.2%		238	
访言通通通短短短短管 宇宙寺 密定 夜 地 認 小 認 地 地間 宇宙通通短短短短 空 着期間域 如 規 知 域 密外 養 護 八 所 所 所 所 具 祉 修 設 世回 応 着 対 多 対 着 着	入浴介護	給付費(千円)	5,461	7,229	132.4%	5,464	7,294	13
訪 居 通 通 短 短 短 短 福 特 住 特 密定 夜 地 認 小 認 地 地間 寒 介 り 入 入 入 入 和 和 和 和 在 宅 定 着期 間 域 知 規 知 域 域 養 護 八 所 所 所 所 具 祉 修 設 世回 応 着 対 多 対 着 着		回数(回)	37	48	129.5%		50	13
訪 居 通 通 短 短 短 短 福 特 住 特 密定 夜 地 認 小 認 地 地間 寒 介 り 入 入 入 入 和 和 和 和 定 宅 定 着期 間 域 知 規 知 域 域 養 護 ハ 所 所 所 所 則 祉 修 設 世回 応 着 対 多 对 着 着		人数 (人)	11	12	112.1%		14	13
訪 居 通 通 短 短 短 短 福 特 住 特 密定 夜 地 認 小 認 地 地間 寒 介 り 入 入 入 入 和 和 和 和 定 宅 定 着期 間 域 知 規 知 域 域 養 護 ハ 所 所 所 所 則 祉 修 設 世回 応 着 対 多 对 着 着	 看護	給付費(千円)	52,812	48,255	91.4%		50,378	
居通通短短短短短墙特住特密定夜地認小認地地寒,介リ入入月期期期祉定宅定着期間域知规知域域和人入月,程改修設型问应着过多对着着	. —	回数(回)	1,134.1	1,015.8	89.6%			
居通通短短短短短悟特住特密定夜地認小認地地客,介川入入八月祖位定宅定着期間域知规知域域知人入月祖。故此型四応着对多对着着		人数(人)	133	128	96.2%	136	120	
通通短短短短短辐特住特密定夜地認小認地地地所外リ入入人用福改能型的按型的短短短短短短短短短的现象症模症密密]リハビリテーション	給付費(千円)	11,807	10,195	86.4%		9,310	
通通短短短短短辐特住特密定夜地認小認地地地所外リ入入人用福改能型的按型的短短短短短短短短短的现象症模症密密		回数(回)	341.7	307.4	90.0%	341.2	284.3	
通通短短短短短辐特住特密定夜地認小認地地地所外リ入入人用福改能型的按型的短短短短短短短短短的现象症模症密密		人数(人)	33	32	97.2%	33	31	
通短短短短短锋住特密定夜地認小認地地地所,人人人所所所所具祉定宅定着期間域知规知域域的,具社修設型回応着対象症密密	療養管理指導	給付費(千円)	15,155	14,110	93.1%	15,336	15,352	- 1
通短短短短短锋住特密定夜地認小認地地		人数(人)	183	180	98.3%	185	182	
短短短短短辐特住特密定夜地認小認地地地利人人人用福改能型物的物质,所所所用。但它能型的方面,如果如城域地	介護	給付費(千円)	426,254	393,635	92.3%	431,321	360,922	
短短短短辐特住特密定夜地認小認地地地入入人用福改作型的场势。 如如规知规知城域知知规知域域域的所所所则,让他修設型的成着对多对着着		回数(回)	4,850	4,339	89.5%	4,906	3,931	
短短短短辐特住特密定夜地認小認地地地入入人用福俊定定卷期間域知知規知域域因不能對於所所所與祉修設型回応着対多対着着		人数(人)	434	388	89.4%	439	344	
短短短辐特住特密定夜地認小認地地期期期期和在定宅定差期間或知知規知域的所所所則和確定定差期間或定模症密密下	fリハビリテーション	給付費(千円)	242,671	231,764	95.5%	246,519	203,591	
短短短辐特住特密定夜地認小認地地期期期期和在定宅定差期間或知知規知域的所所所則和確定定差期間或定模症密密下		回数(回)	2,466.2	2,294.3	93.0%		2,014.8	
短短短辐射 化传传密定夜地 認小認地地期期期期期和定宅产着期間或知知規知域的域域所所所所則。但他認知的域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域域		人数(人)	250		92.7%		209	
短短福特住特密定夜地認小認地地地別人,用福修設型回応着対知,規知域因,與一個人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人]入所生活介護	給付費(千円)	264,853		82.8%		241,992	
短短辐特住特密定夜地認小認地地地入入人用福修设型的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,以上的大量,		日数(日)	2,918.1	2,333.5	80.0%		2,529.0	
短短福特住特密定夜地認小認地地地別人,用福修設型回応着対知,規知域因,與一個人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人類的人		人数(人)	191	156	81.8%		161	
短短 福特住特密定夜地 認小認地地地利 用福改能型巡时场密 妇姐 知知 知知 人 認地域密密 大 人 一]入所療養介護(老健)	給付費(千円)	58,361	49,290	84.5%		47,644	
短短 福特住特密定夜地 認小認地地地利 用福改能型巡时场密 妇姐 知知 知知 人 認地域密密 大 人 一		日数(日)	437.5	365.4	83.5%		349.8	
短短 福特住特密定夜地 認小認地地地利 用福改能型巡时场密 妇姐 知知 知知 人 認地域密密 大 人 一		人数(人)	53	48	90.1%		40	
福祉特住特密定夜地域级小级地域级的大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个]入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	4,740		0.0%		0	
福祉特住特密定夜地域级小级地域级的大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个		日数(日)	46.5	0.0	0.0%	46.5	0.0	
福祉特住特密定夜地域级小级地域级的大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个大量,不是一个	コンス。本 羊 人 2 株 / 人 2 株 庁。本 5 小 、	人数(人)	6	0	0.0%	6	0	
特定在改修。这一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个]入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	,	_	0	137	
特定在改修。这一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		日数(日)	0.0		-	0.0	1.4	_
特定 在 改修 設 世回 於 着 如如如 然 不 数 如如如 不 数 如如如 不 数 如如如 不 数 如如如 如 如如如如如如如如	田月代上	人数(人)	0 495			0	0	<u> </u>
主 中 密定	用具貝子	給付費(千円)	89,485	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99.1%		92,333	
住宅 改 施設 型回 底 着 对 密 地域 密 密 黄 如 如 如 如 如 规 规 知 症 密 离 着 都 如 如 如 如 感 密 着 着	· 福祉用具購入費	人数(人)	3,457	638	96.7%		677	
特定施設 世域密 大 認知	.悔征用具購入員	給付費(千円) 人数(人)	3,457	2,361	68.3% 70.1%	3,164	3,067	
特定施設 世域密東 間 國 小 認知 規 短 密 域密 知知 規 模 短 域密 短 域密 短 域密 密 華 著	つか 依 事	給付費(千円)	9,648		77.4%		8,221	
密着型型回 校 地域密着	,以修貞	給付貸(十円) 人数(人)	13	1,469	75.0%	13	8,221	
密着型型回 校 地域密着	Z施設入居者生活介護	給付費(千円)	166,985		99.2%	167,077	179,072	-
定期巡回 夜間 地域 認 小 認 地域密 小 認 地域 密 地域 密 地域 密 地域 密		人数(人)	73	71	97.4%		77	i
定期巡回 夜間 地域密 描如症 落 如 规 规 短 被 域密 地 域密 被 域密 卷 着	骨型サービス	7 000 07 07	, ,	, ,	111170		, ,	
夜間対応 地域密着 認知症対 小規模多 地域密着 地域密着	巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	25,011	19,034	76.1%	25,025	28,663	ı
地域密着 認知症対 小規模多 認知症対 地域密着 地域密着		人数(人)	23	12	52.9%		15	
地域密着 認知症対 小規模多 認知症対 地域密着 地域密着	対応型訪問介護	給付費(千円)	0			0	0	
認知症対 小規模多 認知症対 地域密 着		人数(人)	0			0	0	
認知症対 小規模多 認知症対 地域密 着	(密着型通所介護	給付費(千円)	249,516	224,468	90.0%	251,792	275,810	-
小規模多認知症対 地域密着 地域密着		回数(回)	2,623.2					_
小規模多認知症対地域密着地域密着		人数(人)	232	219	94.2%	,	260	Ī
小規模多認知症対 地域密着 地域密着	症対応型通所介護	給付費(千円)	35,960	23,707	65.9%	35,980	22,580	
認知症対地域密着地域密着		回数(回)	290.5	188.5	64.9%		183.3	
認知症対地域密着地域密着		人数(人)	22	16	72.7%	22	18	
地域密着	模多機能型居宅介護	給付費(千円)	90,360		74.7%		71,406	
地域密着		人数(人)	40		70.8%		28	
地域密着	ı症対応型共同生活介護	給付費(千円)	734,483	722,126	98.3%	734,891	734,597	-
地域密着		人数(人)	243	233	95.8%	243	237	
	遂密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	
		人数(人)	0	0	-	0	0	
看護小規	(密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	261,618		83.0%		283,458	
看護小規		人数(人)	77	65	84.2%	91	86	
	[小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	
		人数(人)	0	0		0	0	<u> </u>
複合型サ	↑型サービス(新設)	給付費(千円)						_
		人数(人)						
サービス								
介護老人		給付費(千円)	553,563		112.5%		627,150	I
	- ビス 老人福祉施設	人数(人)	191	216	113.1%		215	- 1
介護老人	老人福祉施設		853,303	830,544	97.3%		804,756	
		給付費(千円)		233	95.7%	243	221	oxdot
介護医療	老人福祉施設	人数(人)	243			202 751	142,760	l
	老人福祉施設	人数(人) 給付費(千円)	243 202,638	144,236	71.2%			
介護療養	表人福祉施設 其老人保健施設 医療院	人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	202,638 46	144,236 36	79.0%	46	36	
	老人福祉施設	人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円)	202,638 46 0	144,236 36 1,551	79.0% -	46 0	36 310	-
介護支援	老人福祉施設 達人保健施設 医療院 療養型医療施設	人数 (人) 給付費 (千円) 人数 (人) 給付費 (千円) 人数 (人)	202,638 46 0	144,236 36 1,551	79.0% - -	46 0 0	36 310 0	- -
	老人福祉施設 達人保健施設 医療院 療養型医療施設	人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円)	202,638 46 0	144,236 36 1,551	79.0% -	46 0 0 199,704	36 310 0	-

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は | 月当たりの数、人数は | 月当たりの利用者数。 | ※資料:厚労省「介護保険事業報告(月報)」合計□

第3 日常生活圏域ニーズ調査等調査結果

1.調査概要

(1)調査目的

本調査は、令和 6(2024)年度から始まる「大洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の 策定に向けて、市民の状況、意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、国が示した 調査票の設問や、本市独自の設問形式で実施しました。

(2)調査の実施について

	対象者	配布方法	実施期間
介護予防・ 日常生活圏域 ニーズ調査	・大洲市にお住いの 65 歳 以上の方 ・要支援 I・2 ・総合事業対象者	郵送配布 郵送回収	令和5年5月10日~ 令和5年5月24日
在宅介護	・在宅の要支援・要介護者	認定調査員による	令和4年4月1日~
実態調査	及び主な家族介護者	聞き取り	令和5年3月31日
高齢者に関する	・大洲市にお住いの 20 歳	郵送配布	令和5年5月10日~
市民意識調査	~64 歳の方	郵送回収	令和5年5月24日

(3)調査の回収状況について

調査種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	800 件	506 件	63.3%
在宅介護実態調査	420 件	420 件	100.0%
高齢者に関する市民意識調査	1,000件	392 件	39.2%

(4)調査結果の留意点ついて

分析結果を見る際の留意点は以下のとおりとなっています。

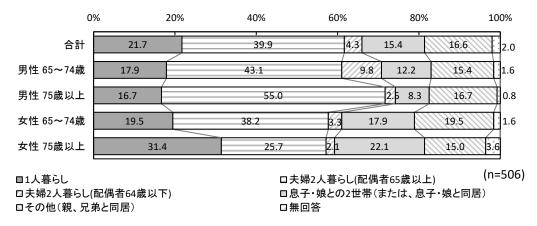
- I.「n」は調査対象者の回答総数(分母)を示しています。
- 2. 端数処理の関係で、合計が 100.0%とならない場合があります。
- 3. 複数回答の場合、図中に MA と記載し、数字はすべて人数表記しています。

また、不明(無回答)はグラフ、表から除いている場合があります。

2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

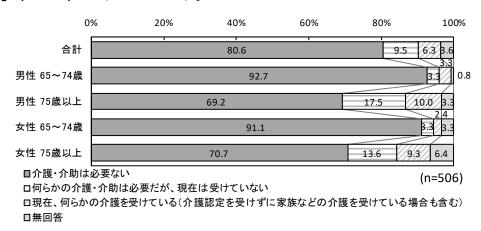
(1) 家族構成

「全体」では「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」の割合が最も高く 39.9%となって います。次いで「 | 人暮らし」(21.7%)、「その他」(16.6%)となっています。



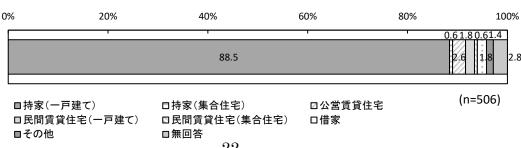
(2) 介護・介助の必要性

「全体」では「介護・介助は必要ない」の割合が最も高く80.6%となっています。次いで 「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(9.5%)、「現在、何らかの介護を 受けている」(6.3%)となっています。



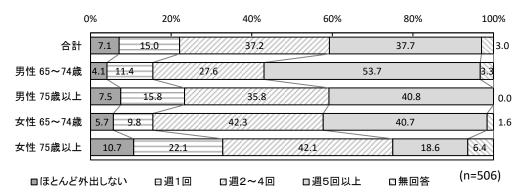
(3)住まいの状況

「全体」では「持家(一戸建て)」の割合が最も高く 88.5%となっています。次いで「公 営賃貸住宅」(2.6%)、「民間賃貸住宅(一戸建て)」、「借家」(ともに 1.8%)となっていま す。



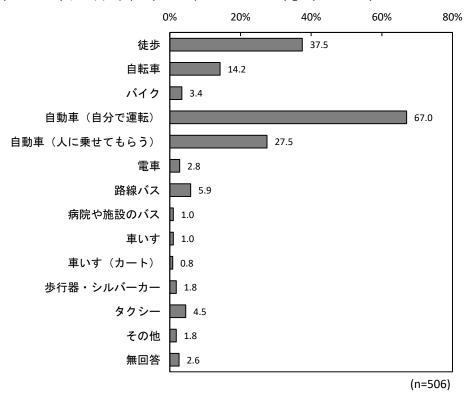
(4) 週に | 回以上外出しているか

「全体」では「週5回以上」の割合が最も高く 37.7%となっています。次いで「週2~4回」(37.2%)、「週1回」(15.0%)となっています。



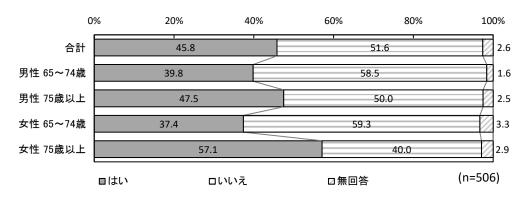
(5) 外出の際の移動手段

「全体」では「自動車(自分で運転)」の割合が最も高く 67.0%となっています。次いで「徒歩」(37.5%)、「自動車(人に乗せてもらう)」(27.5%)となっています。



(6) 物忘れが多いと感じるか(認知機能低下リスク)

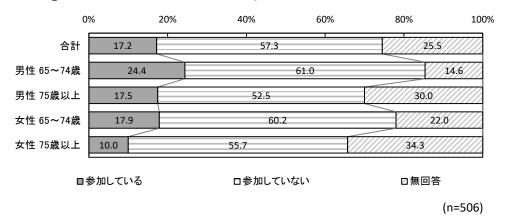
「全体」では「いいえ」の割合の方が高く51.6%となっています。



(7) 会・グループ等に参加する頻度

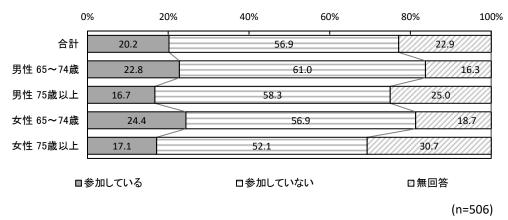
① ボランティアのグループ

「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 57.3%となっています。「参加 している」は 17.2%となっています。



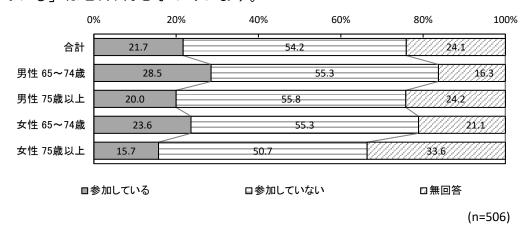
② スポーツ関係のグループやクラブ

「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 56.9%となっています。「参加 している」は 20.2%となっています。



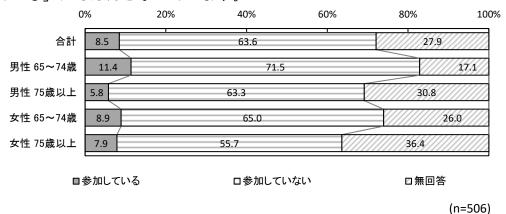
③ 趣味関係のグループ

「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 54.2%となっています。「参加 している」は 21.7%となっています。

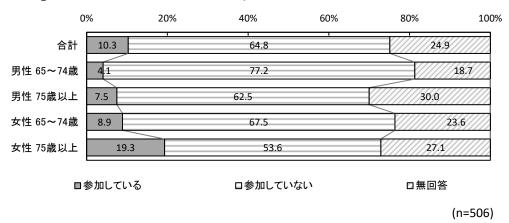


④ 学習・教養サークル

「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 63.6%となっています。「参加 している」は 8.5%となっています。

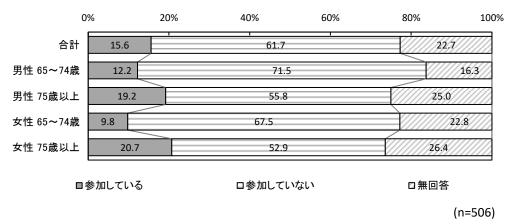


⑤ (介護予防サークル、ふれあい・いきいきサロンなど)介護予防のための通いの場「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 64.8%となっています。「参加している」は 10.3%となっています。



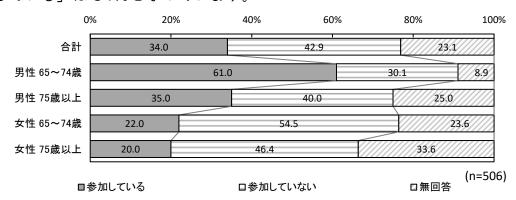
⑥ 老人クラブ

「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 61.7%となっています。「参加 している」は 15.6%となっています。



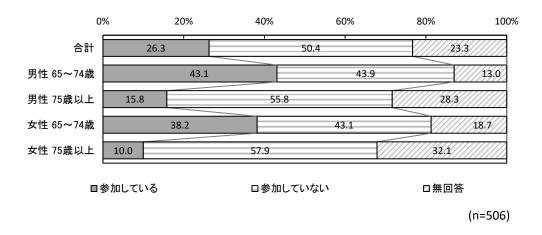
⑦ 町内会・自治会

「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 42.9%となっています。「参加 している」は 34%となっています。



⑧ 収入のある仕事

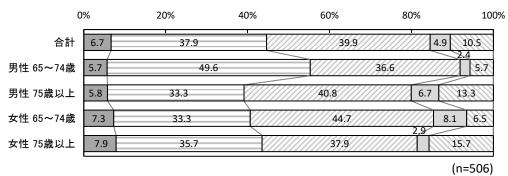
「全体」では「参加していない」の割合が最も高く 50.4%となっています。「参加 している」は 26.3%となっています。



(8) 地域活動づくりへの参加者又は企画・運営(お世話役)としての参加意向

① 参加者として参加してみたいか

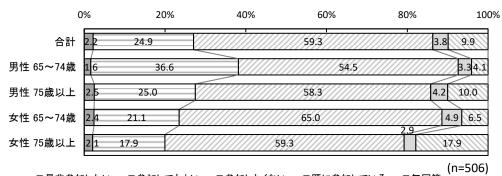
「全体」では「参加したくない」の割合が最も高く 39.9%となっています。次いで「参加してもよい」(37.9%)、「是非参加したい」(6.7%)となっています。



□是非参加したい □参加してもよい □参加したくない □既に参加している □無回答

② 企画・運営(お世話役)として参加してみたいか

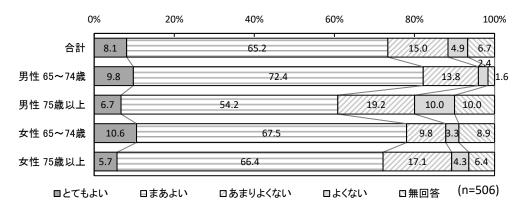
「全体」では「参加したくない」の割合が最も高く 59.3%となっています。次いで「参加してもよい」(24.9%)、「既に参加している」(3.8%) となっています。



□是非参加したい □参加してもよい □参加したくない □既に参加している □無回答

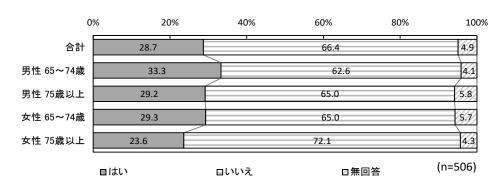
(9) 主観的な健康感

「全体」では「まあよい」の割合が最も高く 65.2%となっています。次いで「あまりよくない」(15.0%)、「とてもよい」(8.1%) となっています。



(10) 認知症に関する相談窓口を知っているか

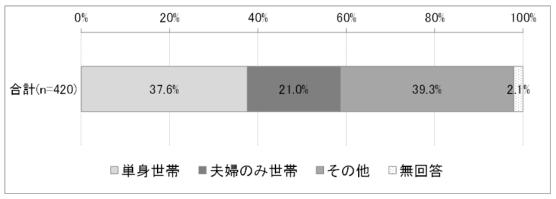
「全体」では「いいえ」の割合の方が高く66.4%となっています。



3. 在宅介護実態調査結果(抜粋)

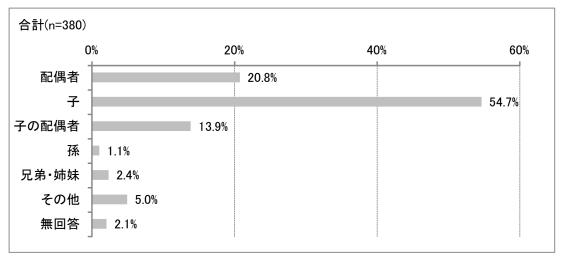
(1) 世帯類型

「全体」では「その他」の割合が最も高く 39.3%となっています。次いで、「単身世帯」 (37.6%)、「夫婦のみ世帯」(21.0%) となっています。



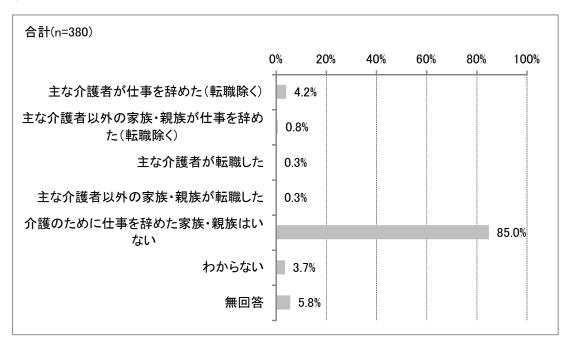
(2) 主な介護者と本人の関係

「全体」では「子」の割合が最も高く 54.7%となっています。次いで「配偶者」(20.8%)、「子の配偶者」(13.9%) となっています。



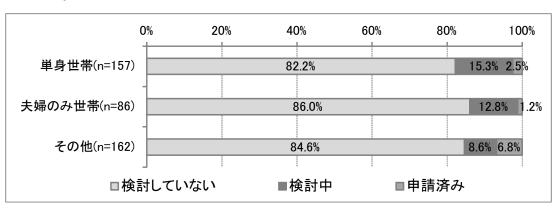
(3) 介護のための離職の有無

「全体」では「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 85.0% となっています。次いで、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(4.2%)、「わからない」 (3.7%) となっています。



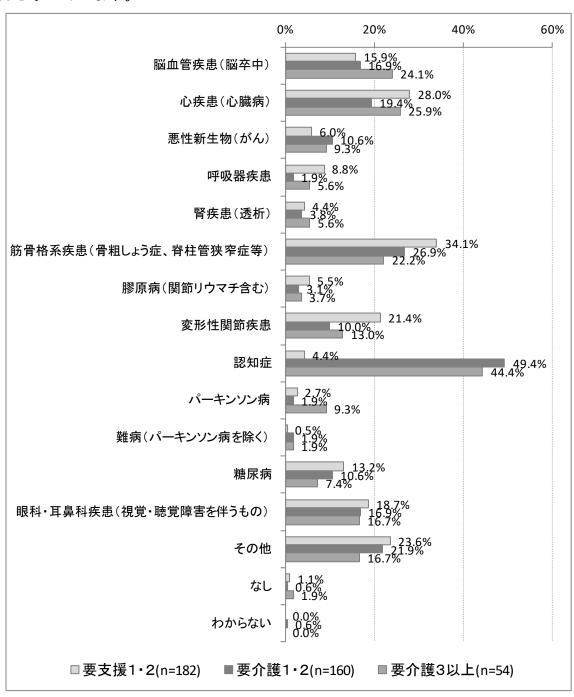
(4)施設等検討の状況

「全体」では施設等の検討状況を世帯類型別にみると、「単身世帯」では「検討していない」が82.2%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が15.3%、「申請済み」が2.5%となっています。「夫婦のみ世帯」では「検討していない」が86.0%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が12.8%、「申請済み」が1.2%となっています。「その他」では「検討していない」が84.6%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が8.6%、「申請済み」が6.8%となっています。



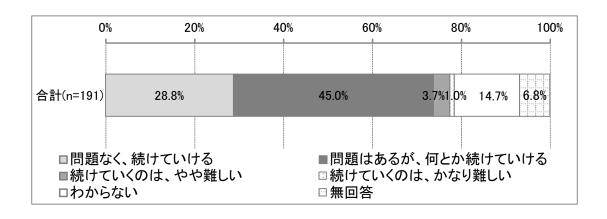
(5) 現在抱えている傷病(要介護度別)

「全体」では抱えている傷病を二次判定結果別にみると、「要支援 I・2」では「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が 34.1%ともっとも割合が高く、次いで「心疾患(心臓病)」が 28.0%、「その他」が 23.6%となっています。「要介護 I・2」では「認知症」が 49.4%ともっとも割合が高く、次いで「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が 26.9%、「その他」が 21.9%となっています。「要介護 3以上」では「認知症」が 44.4%ともっとも割合が高く、次いで「心疾患(心臓病)」が 25.9%、「脳血管疾患(脳卒中)」が 24.1%となっています。



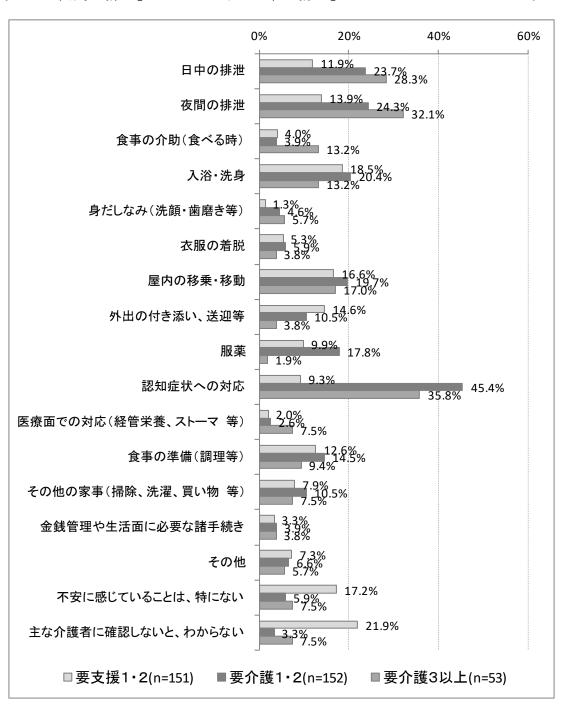
(6) 主な介護者の仕事と介護の両立

「全体」では「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も高く 45.0%となっています。次いで、「問題なく、続けていける」(28.8%)、「わからない」(14.7%) となっています。



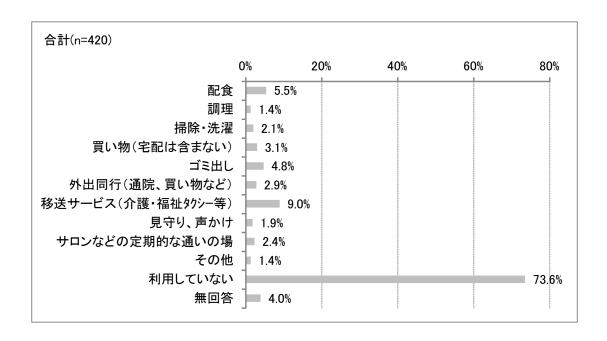
(7) 主な介護者が不安に感じる介護(要介護度別)

「全体」では「要支援 I・2」では「主な介護者に確認しないと、わからない」が 21.9%ともっとも割合が高く、次いで「入浴・洗身」が 18.5%、「不安に感じていることは、特にない」が 17.2%となっています。「要介護 I・2」では「認知症状への対応」が 45.4%ともっとも割合が高く、次いで「夜間の排泄」が 24.3%、「日中の排泄」が 23.7% となっています。「要介護 3 以上」では「認知症状への対応」が 35.8%ともっとも割合が高く、次いで「夜間の排泄」が 32.1%、「日中の排泄」が 28.3%となっています。



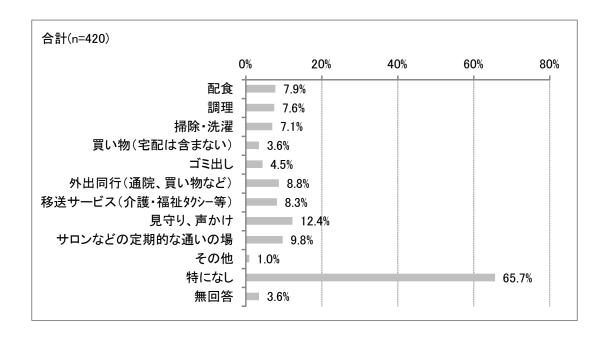
(8) 保険外の支援、サービスの利用状況

「全体」では「利用していない」の割合が最も高く 73.6%となっています。次いで、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(9.0%)、「配食」(5.5%) となっています。



(9) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援、サービス

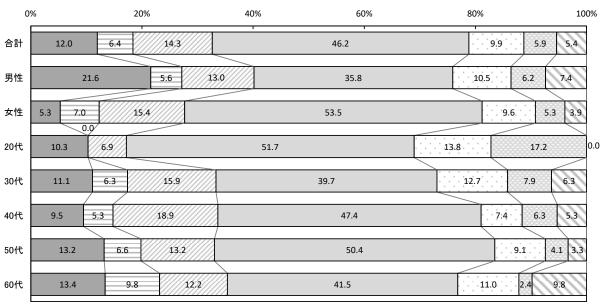
「全体」では「特になし」の割合が最も高く 65.7%となっています。次いで、「見守り、 声かけ」(12.4%)、「サロンなどの定期的な通いの場」(9.8%) となっています。



4. 高齢者に関する市民意識調査結果(抜粋)

(1) 高齢者の親と子供の同居と別居に対する考え

「全体」では「常に行き来できれば、別居しても良い」の割合が最も高く 46.2%となっています。次いで「親が元気な間は別居し、身体が弱ったら同居するのが良い」(14.3%)、「できる限り同居するのが良い」(12.0%) となっています。



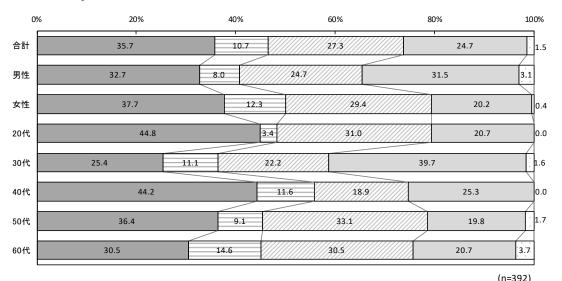
(n=392)

- ■できる限り同居するのが良い
- □親が元気な間は別居し、身体が弱ったら同居するのが良い
- 口できる限り別居するのが良い
- □無回答

- 口親が夫婦揃っている間は別居し、一人になったら同居するのが良い
- 口常に行き来できれば、別居しても良い
- 口その他

(2) 60歳を過ぎてからも仕事をしたいか

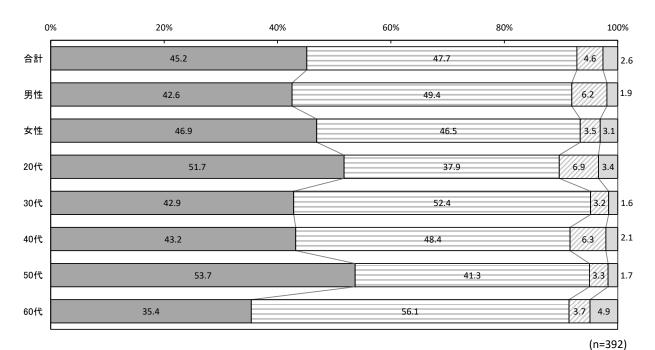
「全体」では「できるだけ長く仕事をしたい」の割合が最も高く 35.7%となっています。次いで「65歳くらいまで仕事をしたい」(27.3%)、「仕事をしたいとは思わない」(24.7%)となっています。



□できるだけ長く仕事をしたい □70歳くらいまで仕事をしたい □65歳くらいまで仕事をしたい □仕事をしたいとは思わない □無回答

(3) ボランティア活動への考え

「全体」では「ボランティア活動は重要であるが、参加したくない」の割合が最も高く 47.7%となっています。次いで「ボランティア活動は重要であり、参加したいと思う」 (45.2%)、「ボランティア活動は重要でないと思うし、参加したくない」(4.6%)となっています。



□ボランティア活動は重要であり、参加したいと思う

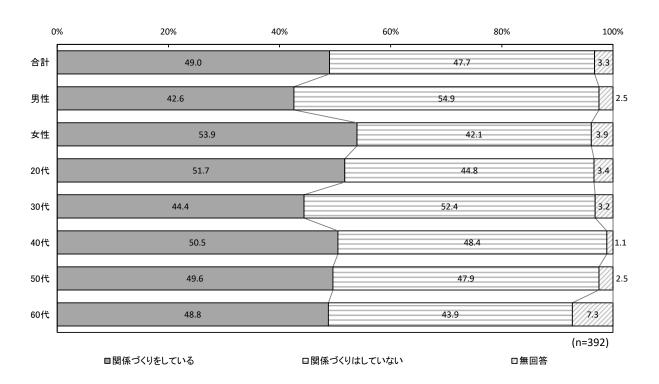
ロボランティア活動は重要であるが、参加したくない

ロボランティア活動は重要でないと思うし、参加したくない

□無回答

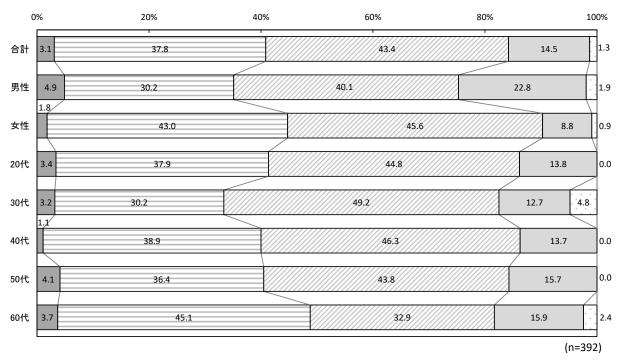
(4) お互いに見守りながら支え合うようなつながりや絆などの関係づくりは あるか

「全体」では「関係づくりをしている」の割合の方が高く 49.0%となっています。次いで「関係づくりはしていない」(47.7%)となっています。



(5) 自分が寝たきりや認知症になった場合に希望する介護

「全体」では「早期に、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設に入所したい」の割合が最も高く43.4%となっています。次いで「できる限り在宅で介護してほしいが、やむを得ない場合は特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設に入所したい」(37.8%)、「わからない」(14.5%)となっています。



□最後まで在宅で介護してほしい

口できる限り在宅で介護してほしいが、やむを得ない場合は特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設に入所したい

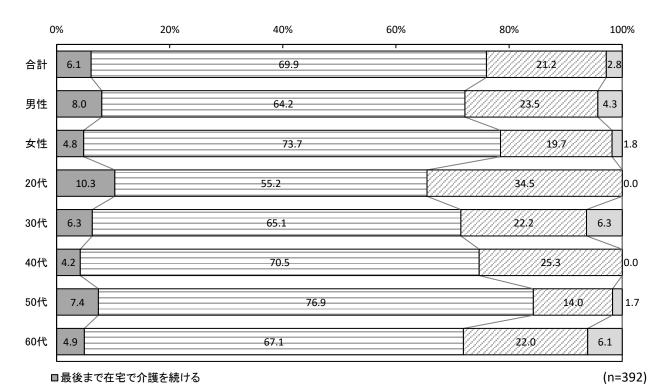
□早期に、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設に入所したい

□わからない

□無回答

(6) 家族が寝たきりや認知症になった場合に想定する介護

「全体」では「できる限り在宅で介護し、やむを得ない場合は特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所させる」の割合が最も高く 69.9%となっています。次いで「早期に、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所させる」(21.2%)、「最後まで在宅で介護を続ける」(6.1%)となっています。



口できる限り在宅で介護し、やむを得ない場合は特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所させる

□早期に、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所させる

□無回答

第4 計画の基本的な考え方

現を目指していくことが必要になってきます。

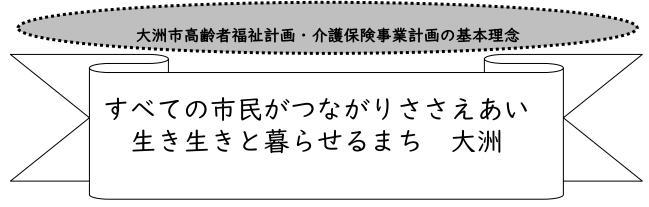
1.基本理念

第 2 次大洲市総合計画では、[きらめくおおず ~みんな輝く肱川流域のまち~]をまちづくりの将来像として、また、基本目標の「安心きらめくまちづくり」において、「保健、医療の充実」「福祉の充実」の 2 つを施策の大綱として設定しています。

また、本計画の上位計画となる大洲市地域福祉計画では、基本理念に「つながりと支え合い 幸せを実感して暮らせるまち 大洲」を掲げ、その実現に向けて「ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり」「安全・安心な暮らしづくり」「重層的支援の体制づくり」「福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり」の4つの基本目標を定めています。本計画期間中の令和7(2025)年には、"団塊の世代"(昭和22(1947)年~昭和24(1949)年生まれ)が75歳以上の後期高齢者となり、かつて経験したことのない「超高齢社会」を迎えることを踏まえ、本市の今後の高齢者像については、高齢者本人が「健康」を維持し、これまでに培ってきた経験や知識に基づいて、「生き生き」と活動できる機会の創出、また要介護状態や認知症になっても、地域に暮らすお互いが「ともに支え合う」地域共生社会の実

また、本計画では地域共生社会実現のための方向性を前期計画である「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第8期計画】」から継承しつつ、2025年問題の先にある、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、介護ニーズの高い高齢者が急速に増加する一方で、現役世代人口が減少するという新たな局面を迎える令和22(2040)年を意識した中・長期的な視点を持ちながら、地域包括ケア体制の強化に取り組みます。さらに、本市においては高齢化が進む一方で、生産年齢人口は減少の一途をたどり、介護・福祉の担い手の確保が大きな課題になる状況において、介護サービス基盤の整備と共に介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を含めた取組も求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的、個別的な領域を担うとともに、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第8期計画】」の基本的考え方や目的等を今後も引き継ぎ、市民とともに高齢者施策を積極的に展開していくため、「大洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【第9期計画:令和6(2024)年度~令和8(2026)年度】」の基本理念を「すべての市民が つながりささえあい 生き生きと暮らせるまち 大洲」とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による地域共生社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。



2. 施策の体系

【基本理念】	第 I 高齢者を支えるまちづくり I 多様な「住まい」の普及推進 2 住みよい福祉のまちづくりの推進 3 災害時や感染症対策における環境整備
すべての市民が	4 重層的な支援のしくみづくり 第2 高齢者の生きがいと社会参加活動の充実 I 生涯学習の推進 2 老人クラブ活動の促進 3 シルバー人材センター 4 世代間交流の推進
つながりささえあい	第3 高齢者福祉サービスの充実 I 地域支援事業 2 在宅福祉事業 3 福祉施設 4 社会福祉協議会活動
生き生きと	第4 介護保険サービスの充実 I 在宅介護サービスの充実 2 地域密着型サービスの提供 3 施設介護サービスの提供 4 第 号被保険者の介護保険料
暮らせるまち 大洲	第5 介護給付適正化計画 I 要介護認定の適正化 2 ケアプランの点検 3 住宅改修等の点検 4 縦覧点検、医療情報との突合 5 介護給付費通知 6 その他の取組

3. 地域包括ケアシステムについて

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムを構築するためには、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「介護給付等対象サービスの充実、強化」、「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」、「日常生活を支援する体制の整備」、「高齢者の住まいの安定的な確保」が重要となります。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムの構築、そして推進する観点から、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な取組を進めてきました。令和5年5月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、がかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置が示されました。

大洲市では、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進とそれを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上、またお互いつながりを感じることができる地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現のため地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化と推進に向けて各施策を展開します。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めます。

*地域共生社会とは

高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度、分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会のつながり、世代や分野を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながらつながることで暮らしやすい地域をともに創っていく社会のことです。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため、住民や事業者など地域全体への自立支援、介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、介護サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を PDCA サイクルに沿って推進します。

また、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する 法律による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高 齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参 加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげるこ とによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

(2) 介護給付等対象サービスの充実、強化

第 9 期計画以降における介護サービス基盤整備については、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年を目標年と定め、これに向けて計画的な整備を進めます。

今後の整備を進めるにあたっては、高齢者が要介護状態等になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要であることを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域にお

ける継続的な支援体制の整備を図ります。

その際、在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高い中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な地域密着型サービスの更なる普及に関して、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図っていきます。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、 既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備の検討も進めていきます。

(3)地域包括ケアの推進

- ① 在宅医療・介護連携の推進
 - ▼ 日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させます。
 - ▼ 関係職種間の情報収集や定期的な会議の開催等による、互いの顔や名前、職種、役割などについて理解し、容易に相談、連絡をすることができる「顔が見える関係」を構築します。
 - ▼ かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議を通じて、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ります。

② 認知症施策の推進

- ▼ 早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況 把握を行います。
- ▼ 認知症初期集中支援チームの運営等の推進や、認知症地域支援推進員活動を推進します。
- ▼ 権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成、活用を図ります。
- ▼ 支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成、活用を図ります。
- ▼ 認知症の人とその家族支援に取り組みます。
- ▼ チームオレンジの養成、活用を図ります。
- ▼ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援を図ります。
- ▼ 認知症施策推進基本法(国が策定予定)の内容を踏まえて認知症施策を推進していきます。

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ▼ 高齢者等の地域住民の力を活用します。
- ▼ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体により、地域における 課題や資源を把握し、ネットワークの構築やコーディネート機能の充実を図り、第2 層協議体の活動促進を実施します。
- ▼ 「介護予防・自立支援」に向けたケアプランの作成を積極的に促進します。
- ▼ 介護支援専門員(ケアマネジャー)への周知啓発やケアプラン事例の収集等に、継

続して取り組みます。

- ▼ 高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能等を活かし、就業を通じて地域包括ケア システムの担い手となるべく、社会貢献に向けた活動を促進します。
- ▼ 後期高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組みます。
- ▼ 重層的支援体制整備に向けて、関係機関、団体等との検討に取り組みます。

④ 地域ケア会議の推進

- ▼ 「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議を開催します。
- ▼ 地域課題の受付窓口の明確化、検討につなげていく体制の整備、医療、介護関係者の連携を推進します。
- ▼ 自立支援型ケアマネジメントを強化します。

⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

- ▼ 住まいと生活支援を一体的に提供する取組について、県との情報連携を強化していきます。
- ▼ 必要に応じて県と連携し、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)の指定を 受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(介護付き有料老人ホーム) への移行を促していきます。
- ▼ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活用や、NPO、ボランティア 団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体との協力連携を図り、住まいの確保と生 活の一体的な支援の体制を整備しつつ、生活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な 家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ります。
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化 及び質の向上
 - ▼ 地域包括支援センターの職員については、柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大等含め連携を推進していきます。
 - ▼ 県の主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置等により、事業者への支援に取り組みます。
 - ▼ 業務の効率化の観点から、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護 分野の文書に係る負担軽減を図ります。指定申請や報酬請求等に係る国が示している 標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化を推進します。

⑦ 高齢者虐待防止対策の推進

- ▼ 市民に対する相談支援体制として設置している「心配ごと相談所」との情報共有や 連携を図っていきます。
- ▼ 社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等と協力連携して地域による見守り活動 を推進していきます。
- ▼ 虐待の防止、早期発見、早期対応に向けて警察など関係機関との連携体制を強化していきます。
- ▼ 虐待防止に向けた情報発信を行い関心を高めるとともに、市民に虐待やその防止に 対する知識の普及や正しい理解の促進に取り組んでいきます。
- ▼ 虐待を行ってしまった人を加害者としてのみ捉えるのではなく、虐待に至った背景 にも目を向け、介護者・養護者として支援することで、虐待の未然防止に努めていき ます。

第5 日常生活圏域の設定

第9期介護保険事業計画においても、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるような基盤整備を計画的に行っていくため、第8期と同じ圏域設定をし、今後の介護保険施策の進捗状況に応じ、必要があれば今後の計画策定において分割、再編成を検討します。

ア 大洲中央圏域

旧大洲市のうち、肱南・久米・肱北・喜多地区及びその南に位置する平野・南久米地区により設定しています。

特徴は、市街地及び山間地域ともにありますが、他圏域と比較すると市街地化が進んだ地域が多い点です。人口は圏域の中では最も多く、また、高齢化率は 3 圏域の中で最も低くなっています。

イ 大洲東圏域

旧大洲市のうち、東に位置する平・菅田・大川・旧肱川町・旧河辺村地域により設定 しています。

特徴は、3 圏域の中で最も面積が広くなっている点及び、地区ごとに高齢化率の格差が見受けられる点です。人口、高齢者人口ともに、圏域の中では最も少なく、高齢化率は市平均を上回っています。

ウ 大洲西圏域

旧大洲市のうち、北に位置する柳沢・新谷地区、西に位置する三善・八多喜・上須戒・ 旧長浜町地域により設定しています。

特徴は、3 圏域の中で高齢化率及び認定率が高くなっている状況でもあることから、 サービス受給率も高くなっています。



I. 令和 5(2023)年度における日常生活圏域の状況

(1) 各圏域の高齢者人口及び認定者の状況(令和5年3月31日時点)

日常生活圏域名	地区別			人口	高齢者数	高齢化率	要支援· 要介護 認定者数	要支援· 要介護 認定率
	肱		南	3,594	1,218	33.89%	299	24.55%
	久	;	米	2,509	816	32.52%	127	15.56%
 大洲中央	肱	:	北	2,308	809	35.05%	172	21.26%
八川十六	喜		多	6,441	1,684	26.15%	301	17.87%
	平	!	野	1,894	803	42.40%	140	17.43%
	南	久:	米	1,172	485	41.38%	103	21.24%
小計		17,918	5,815	32.45%	1,142	19.64%		
		平		4,056	1,139	28.08%	198	17.38%
	菅	İ	田	3,228	1,195	37.02%	241	20.17%
大洲東	大)	657	354	53.88%	70	19.77%
	肱)	1,819	871	47.88%	214	24.57%
	河	-	辺	551	373	67.70%	87	23.32%
小	計			10,311	3,932	38.13%	810	20.60%
	柳		沢	401	243	60.60%	42	17.28%
	新	į	谷	3,245	1,141	35.16%	209	18.32%
十洲五	Ξ	-	善	793	332	41.87%	58	17.47%
大洲西	八	多.	喜	1,530	639	41.76%	154	24.10%
	上	須:	戒	345	199	57.68%	52	26.13%
	長		浜	5,712	2,844	49.79%	671	23.59%
小	計			12,026	5,398	44.89%	1,186	21.97%
— 総	計			40,255	15,145	37.62%	3,138	20.72%

(2) 各圏域の要支援・要介護度別サービス利用状況(令和5年3月31日時点)

日常生活					4	介護サービス	又受給者状況			
圏域名	要介護度	認定者数	受給者	受給率		サービス		サービス	うち地域密着	
			総数	2012	受給者数	受給率	入所者数	受給率	受給者数	地域密着
	要支援Ⅰ	193人	95人	49.22%	95人	100.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
	要支援2	150人	96人	64.00%	96人	100.00%	0人	0.00%	0人	0.00%
	要介護I	236人	257人	108.90%	176人	68.48%	8人	3.11%	73人	28.40%
大洲中央	要介護2	166人	196人	118.07%	140人	71.43%	13人	6.63%	43人	21.94%
	要介護3	135人	150人	111.11%	91人	60.67%	24人	16.00%	35人	23.33%
	要介護4	154人	161人	104.55%	69人	42.86%	56人	34.78%	36人	22.36%
	要介護5	人801	109人	100.93%	35人	32.11%	52人	47.71%	22人	20.18%
小	計	1,142人	1,064人	93.17%	702人	65.98%	153人	14.38%	209人	19.64%
	要支援Ⅰ	122人	50人	40.98%	49人	98.00%	0人	0.00%	八	2.00%
	要支援2	124人	72人	58.06%	70人	97.22%	0人	0.00%	2人	2.78%
	要介護Ⅰ	164人	181人	110.37%	126人	69.61%	5人	2.76%	50人	27.62%
大洲東	要介護2	101人	117人	115.84%	76人	64.96%	12人	10.26%	29人	24.79%
	要介護3	100人	104人	104.00%	43人	41.35%	37人	35.58%	24人	23.08%
	要介護4	119人	124人	104.20%	42人	33.87%	64人	51.61%	18人	14.52%
	要介護5	人08	人08	100.00%	21人	26.25%	45人	56.25%	14人	17.50%
小	計	人018	728人	89.88%	427人	58.65%	163人	22.39%	138人	18.96%
	要支援Ⅰ	178人	87人	48.88%	85人	97.70%	0人	0.00%	2人	2.30%
	要支援2	171人	122人	71.35%	121人	99.18%	0人	0.00%	八	0.82%
	要介護I	267人	307人	114.98%	198人	64.50%	15人	4.89%	94人	30.62%
大洲西	要介護2	154人	177人	114.94%	110人	62.15%	13人	7.34%	54人	30.51%
	要介護3	123人	142人	115.45%	68人	47.89%	27人	19.01%	47人	33.10%
	要介護4	171人	178人	104.09%	62人	34.83%	53人	29.78%	63人	35.39%
	要介護5	122人	112人	91.80%	35人	31.25%	43人	38.39%	34人	30.36%
小	<u> </u>	1,186人	1,125人	94.86%	679人	60.36%	151人	13.42%	295人	26.22%
総i	<u> </u>	3,138	2,917	92.96%	1,808	61.98%	467	16.01%	642	22.01%

[※]サービス受給の重複により受給率が100%を超えている場合があります。

各 論

第1 高齢者を支えるまちづくり

1. 多様な「住まい」の普及推進

(1) 介護付きの住まいの整備計画

本市においては、介護保険における各種施設やケアハウスなど、高齢者を対象とする施設整備は比較的進んできています。

高齢者等が地域で安全、安心な住生活を営むことができるよう、福祉部局と連携し介護保険の住宅改修制度活用の普及、啓発及びユニバーサルデザイン化の推進を図るとともに、災害等に備える対応として民間住宅の耐震化の推進、耐震改修支援を行いました。また、平成 28(2016)年に「愛媛県居住支援協議会」が設立され、公営住宅等公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を図りました。

今後も高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安全、安心な生活を営むことができるよう、民間住宅等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化の促進に努めるとともに、相談窓口を設けるなどして情報の提供を図ります。また、災害等に備えることのできる住まいの整備として、引き続き、耐震化の推進、耐震改修支援、情報発信の推進を図ります。

(2) 公営住宅政策における長寿社会への対応

公営住宅等公的賃貸住宅においては、低所得者、高齢者、障がい者等の適切な水準の住宅を円滑に確保することが難しい世帯に対して住宅の供給を図りました。また、高齢化が進む中、高齢者向け住宅を || 戸確保し周知を図るも一部の住戸(河辺地域)において空き家が生じています。

老朽化が進む公営住宅では、耐震性や設備等の居住性能が低い住宅が多く見受けられた ことから、耐震改修や外壁改修を含む改修、修繕を行いました。

今後は、低所得者、高齢者、障がい者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に配慮を要する者が、それぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅を中核として住宅セーフティネットの構築を図ります。また、公営住宅の現在のストックを最大限に活用できるよう、既設公営住宅の介護保険制度を活用した改修を許可していく予定です。併せて、公営住宅の適正化を推進し、「大洲市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、福祉に対応できる公営住宅の整備、改修事業を実施します。

2. 住みよい福祉のまちづくりの推進

(1) 緊急通報体制の整備

緊急通報装置貸与事業は、一人暮らし等の高齢者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としています。

安否確認のできる体制整備として、毎月電話での安否確認と機器の保守管理を社会福祉 協議会等に委託し、一人暮らし等の高齢者のより安全な生活の確保に努めます。

また、制度の周知、独居高齢者等の迅速な救助体制の構築、通報装置の説明の強化など、緊急時に迅速な救助を簡単に求められる体制を整えることで、生活の中での安心感へつなげていきます。

(2) 交通災害、犯罪被害の防止

安全で住みよい高齢社会を実現し、高齢者の就業、社会参加等の活動を促進していく上で、高齢者の交通安全対策の充実、強化は重要な課題です。このため、大洲市交通安全推進協議会では、大洲警察署や各関係機関との連携を図りながら、「高齢者の交通事故防止」を重点目標の一つに掲げ、毎月 10 日の高齢者交通安全の日における大洲交通安全協会及び大洲市交通指導員による街頭指導や、交通安全啓発物品の配布(反射材、チラシ等)、交通安全旗、幟等の掲示等、交通弱者に配慮した人に優しい道路交通環境の点検整備、電動車いすや自転車の参加、体験、実践型による交通安全教育事業を実施しています。また、高齢者を交通事故の被害から守るため、大洲市と大洲警察署が連携して事業を展開しています。

今後は、高齢者の交通事故の実態を踏まえ、近年増加している高齢ドライバーによる重大事故の未然防止を推進するため、高齢者自身による交通安全、交通事故防止意識の高揚を図り、高齢者が関与する交通事故の現状や自身の運転能力を認識してもらうため、より効果的な参加、体験、実践型の高齢者交通安全教育推進事業等の実施に努めます。また、関係機関が連携を深め、高齢者が関与する交通事故の減少に向けて取り組みます。

			第8期			第9期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和		
		3年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度		
市内高齢ドライバー関与	実績値/	25	24	25	20	20	20		
交通事故件数(件)	目標值	25	24	25	20	20	20		
高齢者交通安全教室	実績値/	0	0		3	3	3		
の開催(回)	目標值	O	O	ı	5	5	3		

3. 災害時や感染症対策における環境整備

(1) 災害における高齢者への支援

災害時において、避難行動や避難所生活に配慮を要する高齢者の支援は重要な課題となっています。本市では、平成 30 年 7 月豪雨災害により高齢者の方も多数被災し、避難所での生活を余儀なくされました。

今後は平成 30 年 7 月豪雨災害時における経験を反映し、配慮を要する高齢者に対する支援を行います。

- ▼ 被災された高齢者一人一人に必要な支援を把握し、相談窓口を設置するなど、きめ細 かな支援を行うことにより災害時の精神的不安の解消に努めます。
- ▼ 高齢者の避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者利用施設の把握、福祉避難所の確保に努めます。
- ▼ 災害に備えるため、介護事業所に対して避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄状況を確認します。
- ▼ 市税や介護保険料などの減免措置を行い、被災者の経済的支援を図ります。
- ▼ 大洲市社会福祉協議会及び大洲青年会議所と大規模な自然災害が発生した場合の災害 ボランティア活動などの協力に関し、協定を締結しています。今後も被災地支援活動 を迅速かつ円滑に実施できるよう、体制整備に努めます。

(2) 感染症対策における環境整備

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市でも介護事業所等で面会制限などが行われました。また、感染症が発生した介護事業所では、業務休止や職員不足が問題となるなど、介護サービスを利用している高齢者へ多大な影響が発生しました。

新型コロナウイルス感染症での経験を生かし、今後も引き続き関係機関や介護事業所等 との感染症対策における連携強化・環境整備を図ります。

- ▼ 感染症発生時の事業継続への取組として、市内入所(居)系施設の枠を超えて必要な 人員の派遣や必要な物資の提供を行う相互応援協定に基づく、早期対応・早期支援の 連携強化を推進します。
- ▼ 感染症予防対策の周知、啓発に努めるとともに介護事業所との情報共有を図ります。
- ▼ 感染症発生時の介護事業所等の人員不足を解消するため、応援職員を相互支援する 「えひめ福祉支援ネットワーク」制度の活用を促進し、感染症発生時の事業継続を支 援します。
- ▼ 外出自粛要請等により外出が困難となる高齢者の状況を把握し、必要な支援を行います。

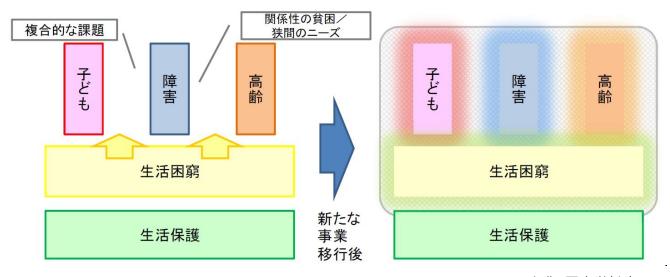
4. 重層的な支援のしくみづくり

要介護高齢者がいる世帯において、その介護者である配偶者も要介護者である場合、あるいは子育で中の母親の場合等、介護以外の課題が複雑に絡み合っている場合があります。このような、8050 問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー問題等、地域生活課題は複雑化・深刻化しており、さらに、虐待や DV 問題、生活困窮者、「制度の狭間」にある人など、様々な理由で支援を受けることができず、地域で孤立している人もいます。そのような人たちが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせるよう、縦割りの分野を超えて関係部局や関係機関が一体となって、地域生活課題に対応しなければなりません。

そのためには、すべての住民を対象とする重層的支援体制の整備として、課題を抱えた 人が地域の専門家による相談につながる「断らない包括的な相談支援」等、地域のプラットフォームの形成を図る「地域づくりに向けた支援」が求められます。

市内の支援関係機関で地域共生の理念を共有し、各機関が連携し、市の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャルワークの仕組みづくりを進めていきます。

【重層的支援体制のイメージ】



出典:厚生労働省

第2 高齢者の生きがいと社会参加活動の充実

1. 生涯学習の推進

高齢者が気軽に参加できる生涯学習の場や趣味などの機会の充実、地域内交流や地域活動への積極的な参加の促進など、生涯学習活動を推進することが必要です。

令和6年度からの地域自治組織再編に伴い、高齢者学級等の学級講座は自治会が実施することとなりますが、今後も高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、引き続き市として学級・講座の開設や運営等に関する相談対応や講師の紹介などの支援に努めます。

			第8期			第9期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和		
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度		
高齢者学級数(数)	実績値/	19	21	20	20	20	20		
	目標値		_ ,						
開催回数(回)	実績値/ 目標値	48	191	240	130	130	130		
延べ参加人数(人)	実績値/ 目標値	705	2,833	5,074	2,000	2,000	2,000		

2. 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」の三本柱を重点として地域活動を推進しています。 定期的に役員会や研修会を行うとともに、ボランティア活動の推進、公共施設、道路、公 園、集会所、神社、寺院等の美化清掃活動の実施、高齢者スポーツ大会(クロッケー、ゲー トボール、老人クラブ運動会等)の開催、世代間交流、お年寄りと子供との談話室(友愛 活動を含む交流会)の開催、在宅寝たきり老人への友愛訪問等の活動を実施しています。

また、地域に根ざした活動として、婦人会、PTA等の地域諸団体との交流を深め、明るい家庭づくり、青少年の健全育成を図るとともに、全国、県、市老人クラブ連合会、福祉関係団体、社会教育関係団体などと連携しています。

さらには、各種大会への参加や、保健衛生学習の機会を増やし、健康の保持、寝たきり 老人の防止に努めるとともに、高齢者学級、講演会への参加、会長・女性部のリーダー研 修会へ積極的に参加しています。

広報活動としては、市老連だよりの発行を行い、活動の PR と会員勧誘を図っています。 このような活動は、地域高齢者の社会参加の促進、生きがいづくりや健康増進にとって 大きな役割を果たしています。

少子高齢化により、地域社会における高齢者の存在と役割はますます大きくなっています。それぞれの地域に根ざした活動を今後も展開しつつ、「伸ばそう!健康長寿、担おう! 地域づくりを」をテーマに、会員のニーズを把握し会員数の増強促進を図ります。

関係諸団体との連携を緊密にし、これまで培ってきた実績を踏まえ一層の発展を図り、 魅力ある老人クラブづくりを目指すとともに、現役世代(64歳以下)の加入促進に努めま す。

			第8期		第9期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
老人クラブ数(団体)	実績値/ 目標値	65	65	62	62	62	62	
研修会開催数(回)	実績値/ 目標値	0	2	3	4	4	4	
高齢者スポーツ大会 開催数(回)	実績値/ 目標値	6	7	7	10	10	10	

3. シルバー人材センター

本市は、高齢者の能力を活かし、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、シルバー人材センターを設立しています。

定年退職後において臨時的、短期的な業務及びその他の軽易な業務の就業を通じて、自己の労働能力を活用し自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者に就業の機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力や経験を活かし、活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。

受注内容については、事務分野、専門技術分野、サービス分野、専門的な技術を必要と する分野など、幅広い分野での作業を請け負っています。

技能向上のため、初心者から経験者を含め、実践を踏まえた安全就業講習会の開催、社会奉仕活動を兼ねた剪定講習会を実施し、専門技能の習得と安全対策措置を図っています。 また、毎年 10 月は、シルバー人材センター事業の普及、啓発月間にちなみ、センター業務の PR について、業務の紹介、利用の案内について、広報を活用し広く周知しています。

登録者数が減少傾向にありますが、急増する高齢者の受け皿として生涯現役社会の実現のため、今後も健康で働く意欲のある高齢者の就業の機会を提供し、豊富な経験と知識及び能力を活かした新たな業務の拡大や広報等による啓発活動に努め、自らの生きがいと社会参加を積極的に推進します。

			第8期			第9期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和		
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度		
シルバー人材センター	実績値/	127	122	112	120	120	120		
登録者数(人)	目標值	127	122	112	120	120	120		
延日作業員数(人)	実績値/ 目標値	4,946	5,500	5,000	5,500	5,500	5,500		
受注件数(件)	実績値/ 目標値	1,398	1,535	1,400	1,500	1,500	1,500		

4. 世代間交流の推進

本市では、高齢者と子供たちの交流を図るため、老人クラブと連携してのお年寄りと子供の談話室事業をはじめ、保育園児らの老人福祉施設訪問、地域の公民館(コミュニティセンター)学級講座等を実施して、世代間のふれあいや相互理解が図られるよう努めています。

また、世代間交流をとおして子供は様々な知識や経験を得て、思いやりや尊敬の心を育み、 高齢者にとっては子供と触れ合うことで活力が生まれるなど、大きな役割を果たしています。 今後も引き続き子供、親をはじめ、自治会、女性団体、老人クラブ等の関係団体と連携を 図り、交流の場の創出に取り組むとともに、郷土の歴史探訪、しめ縄づくりや昔の遊び体験 による伝統文化の継承、スポーツ大会等、地域の特性を生かした世代間のふれあい交流の推 進を図ります。

				第8期			第 9 期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和		
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度			
お年寄りと	実績値/	238	145	60	300	300	300		
子供の談話室(人)	目標値	230	143	80	300	300	300		

第3 高齢者福祉サービスの充実

1. 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 事業の概要

総合事業とは、介護予防の取組を強化し、高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、既存の訪問介護事業所が行うサービス(ホームヘルプサービス)及び通所介護事業所が行うサービス(デイサービス)の提供に加え、地域の実情に応じて地域住民等の多用な主体による多様な生活支援サービスの創出を目指すものです。

現在、大洲市では総合事業の利用促進を進めていますが、要支援者から要介護者へ 重度化するケースもあり、利用実績は伸びていません。

引き続き、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する方策を検討し、利用者の現状維持及び該当者の利用促進を図ります。

今後も介護認定非該当になったがサービスを必要としている方に対して総合事業を 提供します。また、地域の実情に応じて地域住民等の多様な生活支援サービスの創設 を目指します。

_			第8期		第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
事業対象者(人)	目標値	70	70	70	50	50	50
学未对象有(八 <i>)</i>	実績値	51	43	37			

イ 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(ア)介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の対象は、制度改正前の要支援者に相当する、 ①要支援認定を受けた者、②介護予防・生活支援サービス事業対象者となります。 ケアマネジメント作成件数は徐々に減少していますが、包括担当分はほぼ横ばい の状況です。

高齢者の減少にともない多少の増減は想定していますが、引き続き居宅事業所と協力しながら介護予防ケアマネジメント業務の充実をはかります。

事業	内容					
訪問型サービス	「現行相当」と「サービスA(緩和型)」事業を実施し					
一	ます。					
通所型サービス	「現行相当」と「サービスA(緩和型)」事業を実施し					
週別至り こへ	ます。					
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に					
が後が防ががく イングンド	提供できるようケアマネジメントを実施します。					

			第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
介護予防ケアマネ ジメント作成件数 (件)	実績値/ 目標値	3,382	2,908	2,800	2,700	2,700	2,700
包括担当分 (内訳) (件)	実績値/ 目標値	2,851	2,418	2,300	2,300	2,300	2,300
居宅委託分 (内訳) (件)	実績値/ 目標値	531	490	470	460	450	440

(イ)一般介護予防事業

第 | 号被保険者のすべての方を対象とし、住民主体の通いの場を充実させ、人と 人のつながりを通じて、介護予防等の取組を支援します。

介護予防把握事業として、実態把握調査時に基本チェックリストを用いて、虚弱な高齢者を早期に把握し、サロンや介護予防サークルにつなげることで介護予防に努めます。

介護予防普及啓発事業として、平成 29(2017)年度より「介護予防リーダー(元気シニアサポーター)養成講座」を実施することで、介護予防についての普及啓発を行うとともに、地域において住民主体の通いの場を提供する地域のリーダー(元気シニアサポーター)を育成し、介護予防に努めています。

地域介護予防活動支援事業として、平成30(2018)年度より介護予防サークルの活動費の補助、介護予防講師の派遣及び介護予防リーダーの活動支援を行うことで参加者の増加につなげ、併せて実施回数を増やすことにより、フレイル予防の効果促進を図り、健康寿命の延伸につなげます。

			第8期			第9期		
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
介護予防	回数 (回)	目標値	447	459	47 I	850	900	950
		実績値	454	720	800			
	参加実	目標値	450	460	470	570	600	630
サークル	人数(人)	実績値	461	530	550			
	延参加	目標値	4,750	4,825	4,900	7,300	7,500	7,700
	人数(人)	実績値	4,584	6,637	7,000			
介護予防 リーダー 養成講座	回数 (回)	目標値	12	12	12	12	12	12
		実績値	8	12	12			
	参加実	目標値	70	70	70	110	120	130
	人数(人)	実績値	74	94	100			
	延参加	目標値	275	275	275	330	350	370
	人数(人)	実績値	136	269	300			

(ウ)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

閉じこもりがちな高齢者に対し、「高齢者の生きがいと健康づくり」を推進し、積極的な社会参加の促進を図る事業です。教養、趣味講座(8 講座)を大洲市老人クラブ連合会に委託し、また、運動講座(3 講座)を開催することで、高齢者の生きがいと健康づくりに役立てています。引き続き、各種講座を開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。

			第8期			第9期		
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
	回数(回)	目標値	90	90	90	90	90	90
運動講座	四数(四)	実績値	68	90	93			
	実人数	目標値	60	60	60	60	60	60
(3 講座)	(人)	実績値	38	39	38			
	延人数	目標値	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	(人)	実績値	1,107	1,394	1,400			
教養、 趣味講座 (8 講座)	回数(回)	目標値	180	180	180	180	180	180
	日奴(日)	実績値	134	177	150			
	実人数	目標値	350	350	350	350	350	350
	(人)	実績値	311	309	310			
	延人数	目標値	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	(人)	実績値	1,510	1,808	1,700			

(2)包括的支援事業

「地域包括支援センター」は現在、大洲市直営の形で | か所設置しています。本市は面積が広いため、高齢者の利便性に配慮し、市役所本庁、長浜支所、肱川支所内にその出先機関としてサブセンターを 3 か所、また、地域住民のより身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐ業務を行うブランチ(窓口)を 4 か所設置しています。

包括的支援事業は、この地域包括支援センターの行う業務の一つであり、高齢者が要介護状態等に陥ることなく、住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることができるよう包括的に支援を行う事業です。

令和 7(2025)年、令和 22(2040)年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、従来の施策をさらに充実させるため、地域支援事業(包括的支援事業)に以下の取組を進めていきます。

- ◆地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例等の検討を行い、地域 のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するためのケ ア会議の開催
- ◆医療、福祉資源の把握、地域の医療、介護関係者による会議の開催、研修の実施等、在 宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制構築のため喜多医師会との連携推進
- ◆認知症地域支援推進員の配置、介護施設における認知症対応力の向上や認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応等の認知症施策の充実を含め、「新オレンジプラン」の7つの柱(普及、啓発等の関連施策の総合的な推進)の推進
- ◆見守りなどの生活支援サービスを充実させるための生活支援コーディネーター配置等 の生活支援サービスの体制整備

【地域包括支援センターの運営】

ア 総合相談支援事業

高齢者から初期段階での相談を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス利用や、関係機関と連携を図りながら、適切な制度の利用につなげるなどの支援を行う事業です。

(ア)総合相談支援業務

高齢者からの相談やブランチ(窓口)からあがってきた対応の難しい相談等を 受け付け、必要とする支援内容を把握した上で適切なサービスにつなげるなど、 適切に対応します。

また、もの忘れ相談では、認知症専門医の協力により認知症高齢者及びその家族や介護職員(ケアマネジャー他)等の医療や介護に関する心配ごとや悩みごとについて総合的な相談に応じることにより認知症高齢者及び家族の支援を行っていますが、参加人数は | 回当たり | 事例という状況となっています(| 回当たり 2 事例の相談受付が可能)。

今後も、認知症専門医の協力により相談事業を行うことで、認知症の疑いのある方が気軽に相談できる場として引き続き事業を実施します。

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
■総合相談支援業務							
受付延件数(件)	目標値	1,300	1,300	1,300	800	800	800
文刊延仟数(仟)	実績値	67 I	709	800			
■もの忘れ相談							
実施回数(回)	目標値	12	12	12	12	12	12
天心自数(自)	実績値	9	1.1	12			
参加者数(人)	目標値	24	24	24	12	12	12
参加有数(八)	実績値	9	12	12			

(イ)ブランチ委託業務

利用者の利便性に配慮し、相談窓口としての機能を備えたブランチ(窓口)を配置します。運営については、民間の在宅介護支援センター4 か所に業務を委託しています。

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
初期相談延件数(件)	目標値	500	500	500	470	480	490
初州伯政英仟奴(仟)	実績値	427	452	460			
実態把握調査延件数	目標値	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
(件)	実績値	1,532	1,584	1,600			
介護予防事業(サロ	目標値	150	150	150	80	80	80
ン事業等)への協力	実績値	51	75	80			

イ 権利擁護業務

地域における支援だけでは十分に問題を解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活することができるよう、成年後見制度の活用を促進するなど、専門的な視点から支援を行う事業です。継続して高齢者の問題解決を図るよう関係機関と協力しながら事業を継続します。

		第8期			第9期		
			令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
各種相談業務延件数 目標值		300	300	300	250	250	250
(件)	実績値	138	233	250			

ウ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援 I・2 と認定された方や基本チェックリストを基に、総合事業対象者の介護予防ケアプランを作成し、プランに基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行う事業です。

利用者が年々増加していることから、今後は AI 等の ICT を活用した介護予防ケアプラン作成の充実化を図り、利用者への必要な援助を行います。

			第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
作成件数(件)	実績値/ 目標値	4,095	4,196	4,300	4,300	4,300	4,300	

エ 包括的、継続的マネジメント業務

地域における包括的、継続的なケア体制の構築、介護支援専門員と他の様々な職種、 関係機関との連携を図り、介護支援専門員に対し研修の実施、支援困難事例等への指 導、助言などを継続して行います。

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
	開催回数	目標值	6	6	6	6	6	6
居宅介護	(回)	実績値	2	5	5			
支援事業	参加実	目標値	55	55	55	50	50	50
大坂事果	人数(人)	実績値	22	48	51			
石连桁云	延参加	目標値	350	350	350	300	300	300
	人数(人)	実績値	44	240	260			
	回数(回)	目標値	20	20	20	35	35	35
地域ケア	四数(四)	実績値	34	37	40			
会議	延参加	目標値	200	200	200	400	400	400
	人数(人)	実績値	347	404	420			
	回数(回)	目標値	10	10	10	15	15	15
ネットワ	四奴(四)	実績値	16	15	15			
ーク会議	延参加	目標値	200	200	200	400	400	400
	人数(人)	実績値	447	405	410			

オ その他

地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置し、年2回協議会を実施しています。

また、そのほかにも地域における高齢者に対する包括的、継続的なケア体制を構築 するための活動を引き続き行い、地域包括支援センターの普及啓発活動に努めます。

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
地域包括支援センター	目標値	2	2	2	2	2	2
運営協議会(回)	実績値	2	2	2			
地域包括支援センター	目標値	25	25	25	随時	随時	随時
の PR 回数(回)	実績値	随時	随時	随時			
地域包括支援センター	目標値	200	200	200	-	-	-
の PR 延対象者数(人)	実績値	-	_	-			

【社会保障充実分】

力 認知症総合支援事業

(ア)認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援事業は、新オレンジプランの 2 つ目の柱の「認知症の容態 に応じた適時、適切な医療、介護等の提供」の早期診断、早期対応のための体制整 備として位置づけられています。

早期に認知症の診断が行われ、速やかで適切な医療、介護等が受けられる初期の 対応体制が構築されるよう、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム を設置しました。これにより、認知症専門医の指導のもと複数の専門職により、認 知症が疑われる人、また認知症の人及びその家族を訪問し、観察、評価を行った上 で家族支援を行うなど、初期の支援を包括的、集中的に行っています。

かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、認知症の初期 段階で関わることができるシステムを構築、活用できるよう検討し自立生活のサポートを行います。

市内の医療機関が認知症疾患医療センターとなったことで相談場所が増え、受診の幅が広がりました。

			第8期		第9期			
			令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
初回訪問件数(件)	目標値	10	10	10	3	3	3	
初四副同叶数(叶)	実績値	4	2	4				
チーム員会議件数(件)目標値		3	3	3	2	2	2	

(イ)認知症ケア向上推進事業

認知症高齢者の家庭の相談役となる認知症地域支援推進員の配置や、介護施設に おける認知症対応力向上を図る事業です。

認知症高齢者へのかかわり方や、受けることのできるサービス等をまとめた「認知症ケアパス」を作成しています。また、「認知症地域支援推進員」を配置し、「認知症初期集中支援チーム」とも連携しながら、認知症の人やその家族と関係機関へのつなぎや連絡調整の支援のほか、地域及び市内事業所を対象とした認知症研修や総合相談を実施しています。

認知症問題については、特に重要視し、認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症が身近な問題であることを理解し、地域で一体となって認知症の人やその家族を支えてもらうよう働き掛けています。

令和元(2019)年度時点でのサポーター登録数は 2,212 名という状況ですが、 今後も地域住民や学校、企業等への周知、啓発を図り、さらに多くの方の登録を目 指し、チームオレンジの取組につなげます。

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
認知症	回数(回)	実績値/ 目標値	0	3	5	5	5	5
サポー ター 養成講	参加実 人数(人)	実績値/ 目標値	0	136	180	180	180	180
座	参加延 人数(人)	実績値/ 目標値	0	136	180	180	180	180
認知症サポーター 実績値/ 登録者数(人) 目標値		2,235	2,371	2,551	2,731	2,911	3,091	

キ 生活支援サービスの基盤整備事業

地域住民、各種団体及び企業の関係者など様々な人々と連携しながら、高齢者の見守り、支え合いなどの生活支援サービスの充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を図る事業です。

「生活支援コーディネーター」や「協議体」の活動により、地域住民同士で話し合う場を設け、元気な高齢者やボランティアの方々による「地域の支え合い」を推進し、高齢者を支える地域づくりを進めていきます。

平成 28(2016)年度に大洲市生活支援体制整備の第 | 層協議体を設置しており、令和 3(2021)年度からは圏域ごとに第 2 層を順次設置し、きめ細かな高齢者を支える地域づくりに努めています。

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
生活支援コーディネーター配置 数(人)	実績値/ 目標値	第	_	1	_	1	1	1
生活支援体制整 備協議体の設置 (か所)	実績値/ 目標値	層	1	I	1	I	I	1
生活支援コーディネーター配置 数(人)	実績値/ 目標値	第 2	2	2	З	3	4	5
生活支援体制整 備協議体の設置 (か所)	実績値/ 目標値	層	10	14	15	15	17	17

(3) 任意事業

介護保険事業の運営の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要である限り、地域の実情に応じ、創意工夫を活かした多様な形態での実施が可能とされる事業です。

ア 介護給付等費用適正化事業【ケアプランチェック事業】

ケアプランをチェックすることにより、介護(予防)給付について必要以上にサービスが提供されていないかの検証を行います。

また、サービス事業者に対し制度に関する情報提供、研修などを開催することにより利用者に対する適切なサービス提供がなされるよう費用の適正化を図る事業です。

新規申請、更新申請、プランに大きな変更があった際に各事業者から提出されたケアプランと認定審査情報等との確認を行い、その内容が利用者の自立支援に資する適正なプランであるか、介護支援専門員等が点検を行います。その際、要介護度や心身の状況等にあっていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りのあるプラン等については、ケアプランチェックシートでの確認や必要に応じてモニタリングの実施等をするよう担当ケアマネジャーに助言をしています。

自立支援に向けた適切なサービスが提供できるよう、引き続きケアプランのチェック、助言を行います。また介護支援専門員の資質向上に向けた取組を実施します。

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
ケアプラン	チェック	目標値	1,900	1,900	2,100	1,900	1,900	1,900
件数(件)		実績値	1,722	1,661	623			
うち指摘件	- *** (/生)	目標値	350	350	350	200	200	200
プラ1日1回口	· 女、(TT)	実績値	196	85	26			
在宅回数	在宅回数	目標値	15	15	15	12	12	12
	(回)	実績値	6	1.1	10			
サービス	在宅人数	目標値	400	400	400	350	350	350
事業者連	(人)	実績値	91	312	330			
新来有達 絡会	施設回数	目標値	9	9	9	6	6	6
作云	(回)	実績値	0	0	0			
	施設人数	目標値	100	100	100	100	100	100
	(人)	実績値	0	0	0			

イ 介護用品支給事業【家族介護支援事業】

在宅で寝たきり等の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護 用品代(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等)を支給し介護者の身体的、経済 的負担を軽減します。

今後も引き続き本事業を必要とされる高齢者に事業を利用してもらうよう制度周知 に努め、介護者の負担軽減を図ります。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
支給対象者数(人)		50	50	50	50	50	50
文紹列家有数(ヘ) 実績値		17	19	18			

ウ 在宅高齢者等介護手当支給事業【家族介護支援事業】

市民税非課税世帯で、要介護 4 又は要介護 5 の 1 年間介護サービスの利用がない 寝たきり高齢者及び重度の認知症高齢者を在宅で介護している介護者の経済的な負担 を軽減することを目的に手当を支給します。

今後も本制度を必要とされる介護者に制度を利用してもらうよう周知に努めます。

			第8期		第9期			
			令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
支給対象者数(人)	目標値	2	2	2	2	2	2	
文和对象有数 (八)	支給 以 家 有 数 (八) 実績値		0	0				
支給月数(月)	目標値	24	24	24	24	24	24	
実績値		0	0	0				

エ 徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助事業【家族介護支援事業】

認知症で徘徊の症状がある高齢者を、在宅で介護している介護者が位置情報サービスを利用するための初期経費を補助し、経済的負担を軽減することで安心した在宅での介護生活へつなげています。

今後も引き続き、事業の周知、利用促進を行います。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
支給対象者数(人)/	目標値	10	10	10	10	10	10
補助対象者数(人)	実績値	0	0	0			

才 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要であるにもかかわらず、申立を行う親族がいない高齢者について申立手続きを行い、必要に応じて申立費用を負担します。また、後見人等へ報酬を支払うことが困難な高齢者に対し報酬費用を助成します。

なお、令和5年4月からは、従来の市長申立に加え、本人・親族申立についても助 成対象となりました。今後、高齢者の増加に伴い件数が増加することが見込まれま す。

			第8期			第9期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和		
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度		
申立件数(件)	目標値	3	5	5	5	5	5		
	実績値	6	5	2					
報酬助成件数(件)	目標値	3	5	5	5	5	5		
	実績値	4	0	2					

カ 介護サービス相談員派遣事業

サービス利用者の意見を聞き取り、サービス事業者や保険者に利用者の声をつなげていくことを目的に、本市から介護サービス相談員を委嘱し、介護保険施設や在宅サービス事業所を訪問し利用者の声を聴いたり、施設の様子を確認することにより、介護サービスの質的向上を図っています。

また、毎年介護サービス相談員連絡会を開催し、本市における介護保険制度の現状の説明及び意見交換を行うとともに、担い手の確保に向けての施策を検討します。

			第8期		第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
介護相談員数(人)	目標値	22	22	22	22	22	22
7. 设作改具数(八)	実績値	22	22	22			
訪問対象施設数	目標値	51	51	51	53	53	53
(施設)	実績値	51	51	52			
派遣実施延回数	目標値	600	600	600	500	500	500
(回)	実績値	185	138	400			

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施

健康寿命の延伸、医療費削減を目指し継続したきめ細かな支援を一体的に実施します。 令和3年度から本格実施するものです。高齢者一人一人に対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行うものです。

- (1) 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)
 - ア 低栄養防止、重症化予防の取組
 - イ 重複、頻回受診者、重複投薬者への相談指導の取組
 - ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続
- ②通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)
 - ア フレイル予防の普及啓発活動や運動、栄養、口腔のフレイル予防などの健康教 育や健康相談を実施
 - イ 後期高齢者の質問票を活用するなどフレイル状態にある高齢者等を把握し保 健指導や生活機能向上に向けた支援等を実施
 - ウ 高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨など を実施

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
後期高齢者の質問票の実施	目標值	250	300	400	370	390	410
及知问配名》其间示》天池	実績値	290	341	350			
通いの場(介護予防サー	目標值	30	33	36	42	45	47
クル)を増やす	実績値	31	37	40			
通いの場の参加者を増やす	目標值	450	460	470	560	570	580
近 V V V M V V M Y T と 相 (実績値	461	530	550			
運動+フレイル予防の	目標值	随時	随時	随時	随時	随時	随時
内容の充実をはかる	実績値	随時	随時	随時			
個別支援	目標值	随時	随時	随時	随時	随時	随時
(ハイリスクアプロー チ)を行う	実績値	随時	随時	随時			

2. 在宅福祉事業

(1) 軽度生活援助事業

日常生活上の支援が必要と思われる在宅の一人暮らし高齢者等(身内や業者で対応できる者を除く)に対して、介護保険サービスやその他の事業で対応できない内容について、大きな家具の移動、緊急時の対応など必要なサービスを提供しています。

今後も引き続き制度の周知に努め、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう事業を推進します。

			第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
利用件数(件)	目標値	12	12	12	12	12	12	
	実績値	1	3	0				
利用時間(時間)	目標値	96	96	96	96	96	96	
小川山山 (山川)	実績値	20	34	0				

(2) 独居高齢者等緊急通報装置貸与事業

高齢者のみの世帯又は身体障がい者世帯に対して、緊急的な事故、病気などの場合に 申請時に登録した協力員が通報を受け対応できるよう、緊急通報機器の設置を行います。

今後も引き続き、制度周知に努め、「みまもり安心カード」等も併用し、高齢者が在宅 での生活を安心して送れるよう事業を推進します。

			第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
新規設置件数(件)	目標値	30	30	30	30	30	30	
机规设值件数(件) 	実績値	20	19	4				
期末設置件数(件)	目標値	130	123	116	120	120	120	
州不议但 「奴(汁)	実績値	124	109	106				

(3) 心配ごと相談所設置事業

大洲市社会福祉協議会に委託し、市民の日常生活における各種問題に対して法律相談 や介護相談等を通じて、問題解決のための助言や援助を行います。

地域によっては件数や内容に偏りのある地区もあるため、引き続き制度周知に努め、 市民の日常生活上の各種問題に対して解決のための事業を推進します。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
相談件数(件)	目標値	230	230	230	230	230	230
	実績値	187	162	63			

(4)移動支援事業

「大洲市地域公共交通計画」との関連性を図りながら、公共交通手段が無い地域の高齢者等が買い物や医療機関など不自由なく外出できるよう、継続して移動支援を行います。

外出することにより高齢者の閉じこもり防止や日々の健康維持につなげるなど、高齢者の自立した生活や社会参加の支援を推進します。

			第8期	
		令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度
肱川支所管内件数	目標值	550	550	550
(件)	実績値	381	327	200
河辺支所管内件数	目標值	2,000	2,000	2,000
(件)	実績値	2,200	1,905	1,700

3. 福祉施設

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所する施設です。

養護老人ホームに対する市民のニーズや入所者数の動向を踏まえ、定数の見直しや施設の集約、指定管理者制度の導入など今後の養護老人ホームのあり方について方針を決定します。

引き続き、支援を必要としている高齢者が健康で安心して過ごすことのできる生活の 場の提供に取り組むとともに、入所者に対するサービスの向上に努めます。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
清和園(人)	目標値	46	46	46	46	46	46
	実績値	30	31	31			
さくら苑(人)	目標値	46	46	46	46	46	46
さくら苑(人) 	実績値	25	25	25			

※定数…各施設 50 人

(2) ケアハウス (軽費老人ホーム)

日常生活に不自由はないが一人暮らし等の生活に不安がある方(60歳以上)で、利用料、その他の経費を自己負担して入所します。食事が提供されるほか、各種レクリエーションなどの余暇活動が行われます。

引き続き、生活上必要な便宜を支援し、レクリエーション等の実施により好きなこと を自身で楽しみながら生き生きと生活できる場を提供できるよう支援します。

			第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
軽費老人ホームケア	目標値	30	30	30	30	30	30	
ハウスとみす寮(人)	実績値	27	30	30				

(3) 高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)

独立して生活することに不安のある独居高齢者及び高齢者夫婦に対し、安心して健康で明るい生活を送れるように支援しています。

引き続き、デイサービスやヘルパーを利用しながら、隣接する保育所の園児やボランティアなど、地域の方との交流を継続し、入所者が安心した生活を送れるよう支援を行います。

			第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
大洲市肱川高齢者生活	目標値	10	10	10	10	10	10	
福祉センター(人)	実績値	7	7	7				

(4) 在宅介護支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族に対して、介護等に関する総合的な相談に応じ、保健、 福祉サービスが受けられるよう支援を行います。

本市では、「地域包括支援センター」を直営で I か所設置し、民間の在宅介護支援センター4 か所について、地域包括支援センターのブランチ(窓口)として活動(相談、実態把握調査等)を継続しており、年々相談件数も増加しています。

実態把握調査時に併せて基本チェックリストによるチェックを行い、介護予防等が必要な高齢者を早期に発見し、引き続き介護予防事業や介護保険サービス等へつなげます。

施 設 名	担当地区
在宅介護支援センターひまわり	平・菅田・大川・肱川・河辺
在宅介護支援センター春賀	三善・八多喜・上須戒・長浜
在宅介護支援センターフレンド	肱北・喜多・新谷・柳沢
在宅介護支援センター社会福祉協議会	肱南・久米・平野・南久米

		第8期			第9期		
			令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
相談件数(件)	実績値/ 目標値	427	452	470	500	500	500

(5) 老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の 向上及びレクリエーションの提供をしています。

相談件数は7期と比べ8期では減少しておりますが、引き続き総合的な支援を提供していきます。

		第8期			第9期		
				令和	令和	令和	令和
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
相談件数(件)	実績値/ 目標値	1,471	1,492	1,500	1,500	1,500	1,500

4. 社会福祉協議会活動

(1) 基本方針

社会福祉協議会は、地域における公益的な取組を行う中核的な団体として、地域住民及び福祉組織、関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが助け合い・支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進してきました。

平成 27(2015)年度からは、生活困窮者自立支援相談事業を実施し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など様々な要因によって、生きづらさを感じやすい時代となっており、生活困窮者が抱える課題は、複雑かつ多様化しており、このため、相談、就労、食料支援や社会的自立を目指した、就労準備支援事業や家計改善支援事業など自立に向けた支援を行っています。

平成 28(2016)年度からは、生活支援体制整備事業により、社会福祉協議会内に、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民やボランティア団体、NPO、企業等と連携し、協議体の設置や、多様なサービスの実施に向けて行政、関係機関との連携を密に、自治会役員、民生委員、児童委員と協働し、真に安心できる「市民主体の支え合いの地域づくり」を推進しています。

令和 4 (2022) 年度からは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け「大洲市成年後見サポートセンター」を設置し、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、本人だけでは財産管理や契約行為などの法律行為や、意思決定が難しくなった場合などに対して、成年後見制度の利用に関する相談を受け付け、相談内容によっては適切な機関につなぐなど、成年後見制度の利用に関する支援を行っています。

少子高齢化の進展、人口減少、市民同士のつながりの希薄化など、地域における生活、福祉ニーズが増加し、経済格差の拡大もあいまって社会的孤立や生活困窮、介護、子育てに対する不安など、多様かつ複合的な生活課題が顕在化しています。高齢者、障がい者、子供等のすべての人々が「地域・暮らし・生きがい」をともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する必要があります。他人事になりがちな地域づくりを「我が事」とし、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の実現を目指した取り組みを展開します。

(2) 在宅福祉に必要な生活支援サービスの総合的な提供

高齢化社会を支える基盤としての介護保険事業、介護予防事業に積極的に取り組み、 介護人材不足の解消を検討し、在宅での生活に必要なサービスの継続を図っていきます。

ア 介護保険事業の推進

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6年度	7年度	8年度
	東大洲	目標値	8,000	8,000	8,000	7,000	7,000	6,500
訪問介護事業-	7127 (7)11	実績値	7,058	5,876	1,078			
延利用回数	長浜	目標值	6,500	6,500	6,500	6,000	6,000	5,000
(回)	以六	実績値	5,998	5,576	944			
	肱川	目標值	3,000	3,000	3,000	2,500	2,500	2,000
	וילאעו	実績値	1,938	2,277	312			
	東大洲	目標值	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
通所介護事業	本 八加	実績値	6,111	6,612	1,023			
延利用人数	若宮	目標値	2,200	2,200	2,200	2,500	2,500	2,500
(人)	40 台	実績値	3,543	2,483	289			
	長浜	目標値	4,800	4,800	4,800	2,500	2,500	2,500
	以六	実績値	2,699	2,287	350			
訪問入浴介護事業延利用	東大洲	目標値	500	500	500	600	600	600
回数(回)	X/\///	実績値	622	629	111			
	東大洲	目標値	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000
足它介護古垤	米八川	実績値	2,020	2,246	357			
居宅介護支援——事業延利用 - 包数(回) ——	長浜	目標値	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400
	以示	実績値	915	963	187			
	肱川	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	ויאאיין	実績値	1,036	1,116	182			

イ 介護予防事業の推進

総合事業の施行により、要支援者への訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行され、介護サービス量が減少しましたが、引き続き介護予防対策を重要ととらえ、個別支援計画に沿ったサービス提供を行います。

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6年度	7 年度	8年度
	東大洲	目標値	6,000	6,000	6,000	5,500	5,500	5,000
訪問介護事業——	/k/\////	実績値	5,935	5,401	661			
	長浜	目標値	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,500
	以 / 八	実績値	3,171	3,285	645			
	肱川	目標値	1,600	1,600	1,600	1,500	1,500	1,000
	ויאמת	実績値	2,256	1,529	257			
	東大洲	目標値	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	1,500
通所介護事業	本八川	実績値	1,307	1,062	177			
延利用人数	若宮	目標値	700	700	700	500	500	500
(人)	石呂	実績値	165	239	159			
	長浜	目標値	2,200	2,200	2,200	1,500	1,500	1,500
	以共	実績値	1,635	1,279	36			
訪問入浴介護事業延利用	東大洲	目標値	10	10	10	10	10	10
回数(回)	米 八川	実績値	16	0	0			
	東大洲	目標値	400	400	400	400	400	400
足它人灌士採	米八川	実績値	299	268	34			
居宅介護支援 事業延利用	長浜	目標値	200	200	200	250	250	250
事 果 延 利 用 回数 (回)	汉 /六	実績値	208	260	48			
ロ奴(ロ)	肱川	目標值	200	200	200	200	200	200
	ויעאייו	実績値	193	174	22			

ウ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方に対し、介護保険等の利用援助や日常的な金銭管理等、福祉サービスを適切に利用してもらうため、専門員(大洲市社会福祉協議会2名、生活支援員6名)で支援と普及に努めています。

本事業は、契約制度に変わった福祉サービスを利用する上で、利用者の権利擁護を進めるために大切な事業です。今後、事業の周知と利用促進を図るためには、市民に広く権利擁護の意識醸成を促す啓発が必要です。また、本事業のみでは対応できない事案に対しても、包括的、継続的な支援体制が構築できるよう、関係機関と連携しながら法人後見制度等を含めた一体的な対応を目指します。

			第8期		第9期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度	
契約件数(件)	目標値	8	10	12	5	7	9	
大小叶纹(叶)	実績値	4	3	3				
相談件数(件)	目標値	1,500	1,600	1,700	1,000	1,000	1,000	
実績値		746	680	256				

エ その他の実績(見込み)と目標

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
軽度生活援助事業利		目標値	12	12	12	12	12	12
用件数(件	:)	実績値	1	3	0			
外出支援サ	·ービス事	目標値	2,200	2,100	2,100			
業延利用人	.数(人)	実績値	2,200	1,905	1,900			
独居高齢	設置台数	目標值	130	123	116	91	77	63
者世帯等 緊急通報	(台)	実績値	124	109	106			
茶芯過報 装置保守	安否確認	目標值	1,600	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500
管理事業	(回)	実績値	1,575	1,372	1,297			
福祉機器	ベッド	目標値	50	50	100	38	37	36
個価機器	(台)	実績値	50	39	39			
り貝山争	車いす	目標値	20	20	30	35	35	35
一 禾	(台)	実績値	29	32	34			
生活福祉資		目標值	40	25	20	25	25	25
度の活用促 用件数(件		実績値	21	22	20			

※生活福祉資金:新型コロナウイルス感染症の影響が不透明なことから、令和 6(2024)年度にも生活に困窮される方がでる可能性もあり、食糧支援等を含めた柔軟な対応を検討していきます。

(3) 市民の主体的福祉活動のための支援事業

ア 地区社会福祉協議会活動の推進

地域共生社会を推進するためには、地区社会福祉協議会の協力が重要になってきます。令和元(2019)年度末から新型コロナウイルス感染症の影響により、一部サービスを中止するケースもありましたが、令和 2(2020)年度は、配食方法を見直し、事業を実施しました。

在宅生活を維持するためには、見守り等の独自の取組を推進する必要があり、既存の地域のボランティアに加え、多様な主体が参画することが必要です。引き続き各地区社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現に向けて地区社会福祉協議会活動の支援を継続し、地域における生活支援等を推進していきます。

小地域在宅福祉活動事業

- ・見守りネットワークの推進
- ・ふれあい食事サービス(配食、会食)
- ・独居高齢者のつどい
- · 独居高齢者料理教室
- ・在宅介護者のつどい

				第8期			第9期	
			令和	令和	令和	令和	令和	令和
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
配食数	(食)	実績値/ 目標値	3,148	3,528	3,200	2,700	2,600	2,500
	回数(回)	実績値/ 目標値	0	0	2	2	2	2
会食	参加実 人数(人)	実績値/ 目標値	0	0	170	170	160	150
	参加延 人数(人)	実績値/ 目標値	0	0	340	340	320	300

イ 在宅福祉サービス(新介護キップ)制度の充実

新介護キップ制度は、地域内の福祉問題を市民相互の助け合いの中で解決していく「住民参加型のサービス」として、あらかじめ登録してあるボランティア協力会員 694 名(令和元(2019)年度)が、利用希望のあった高齢者等に対する買い物や話し相手等の生活支援活動や地区社会福祉協議会の福祉事業への参加協力等の地域活動支援を行っています。

本制度は、地域での高齢者、障がい者の生活を支える重要なサービスになっていますが、協力会員の高齢化の進展、人材不足により実施が難しい状況です。総合事業の施行により、訪問型サービスの提供において新介護キップ制度の活用も視野に入れ、必要な支援を行うなど制度の充実を図ります。

また、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいサロンや地区社会福祉協議会の活動が縮小となる見込みですが、サロン休止による会員の健康への影響が出ないよう配慮しています。今後も、新型コロナウイルス感染症等の影響により対象者への福祉サービスの減退につながらないよう施策を展開します。

			第8期		第9期			
			令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度	
会員数 (人)	目標値	700	700	700	640	650	660	
云貝奴(八)	宝貞数 (人) 実績値		694	640				
利用点数(点)	目標値	6,000	7,500	7,500	6,850	6,900	6,900	
竹用点数(点) 	実績値	5,964	6,588	6,800				

ウ ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、身近な集会所を利用し、地域の高齢者、障がい者、子育て世代の人とボランティア等が、会話やレクリエーションを通じて交流し、自然な形で健康づくり、閉じこもり予防、生きがいづくり等を行っています。また、地域のボランティア実践の機会を作り出し、地域のボランティア意識の向上と福祉問題を考える場にもなっています。

社会福祉協議会では、サロンお世話人交流会や研修会開催時にマイクロバスの貸出 しを行い、サロン運営を支援するとともに、サロン事業未実施地区については、受入態 勢により順次事業開始の支援をしていきます。

今後は、小地域福祉活動の推進が望まれ、住み慣れた地域で暮らすことができるための社会資源になるよう支援します。

また、サロンが地域の拠点になるよう各種施策を検討することで回数の増加を目指し、運営サポートの強化を図りながら生活課題を抱えている方にも参加できるきめ細やかな支援を行います。

			第8期		第 9 期			
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
サロン数(か所)	目標値	120	125	130	110	115	120	
	実績値		110	105				
延利用者数(人)	目標値	12,400	13,000	13,600	9,600	9,700	9,800	
実績値		9,411	9,706	9,500				

(4) ボランティア、NPO など市民活動の啓発と支援

ア マンパワーの確保、育成と活動の場の提供

各種ボランティアの高齢化に伴い、人材減少が続いている状況です。引き続き啓発 活動や人材発掘に努め、受講しやすい講座の運営に努めます。

- ・各種ボランティア養成講座の開催 手話講座、要約筆記講座、点訳講座、視覚障がい者に対する音声訳講座、傾聴ボ ランティア講座
- ・ボランティア研修会、サロンお世話人交流会の開催

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6年度	7年度	8年度
■手話講座							
開催数(回)	実績値/目標値	21	24	21	21	21	21
参加実人数(人)	実績値/目標値	16	9	18	15	15	15
■要約筆記講座							
開催数 (回)	実績値/目標値	13	0	15	15	15	15
参加実人数(人)	実績値/目標値	2	0	3	5	5	5
■点訳講座							
開催数 (回)	実績値/目標値	10	10	9	5	5	5
参加実人数(人)	実績値/目標値	4	3	3	5	5	5
■視覚障がい者に	対する音声訳講座	<u>F</u>					
開催数 (回)	実績値/目標値	0	10	10	10	10	10
参加実人数(人)	実績値/目標値	0	6	5	5	5	5
■傾聴ボランティ	ア講座						
開催数(回)	実績値/目標値	5	4	5	5	5	5
参加実人数(人)	実績値/目標値	11	9	5	10	10	10
■ボランティア研	修会						
開催数(回)	実績値/目標値	0	1	1	1	1	1
参加実人数(人)	実績値/目標値	0	92	100	200	200	200
■サロンお世話人	交流会						
開催数(回)	実績値/目標値	3	5	5	5	5	5
参加実人数(人)	実績値/目標値	104	149	150	150	150	150

イ ボランティア、市民活動センター機能の充実

県 NPO 支援センターと連携し、幅広いボランティア、市民活動の情報提供、相談、活動先を紹介します。なお、平成 30(2018)年 7 月豪雨災害の際には、災害ボランティアセンターの活動に協力してもらい、復旧に大きく貢献しています。

大洲市ボランティア連絡協議会加入団体 (大洲市ボラ連) に対し、引き続き支援を行います。今後は、市民団体との交流、促進や、新しい枠組みにより、地域の課題を解決できる人材の育成、支援が望まれることから、目的型ボランティアの地域連携を促進し、併せて南予地域ボランティア交流会の事務作業等の協力を行いながら連携します。

- ・大洲市ボランティア連絡協議会など各ボランティア、市民グループとの連携、支援
- ・ボランティアの活動紹介、支援、各種ボランティア保険の加入促進
- ・点字、朗読広報の発行、会報「社協だより」の発行(毎月発行年 12 回)
- ・ホームページによる情報提供、SNS を活用した情報発信

		第8期			第9期			
			令和	令和	令和	令和	令和	
				5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
大洲市ボラ連の加入	実績値/	18	18	17	20	20	20	
団体数(団体)	目標值	10	10	17	20	20	20	

ウ ボランティア活動を体験し学習する機会の提供

夏休みワークキャンプ事業は参加者が減少している状況であり、学校関係者と連携し、周知、啓発に努めます。一方、各学校で実施している総合学習の時間を使った福祉体験教室は年々増加傾向にあり、将来の福祉人材を育成するために引き続き推進していきます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響で高齢者福祉施設の生徒の受入が難しい状況が継続する場合には異なった方法で、参加者が福祉の仕事への理解を深められるような施策を検討します。

- ・夏休みワークキャンプの開催(中学生、高校生を対象とした福祉施設体験学習)
- ・子供から大人までを対象としたボランティア体験事業、講座の企画
- ・小・中・高校生に対して福祉学習、福祉体験教室への協力
- ・ボランティア体験機材、ビデオの貸出し

		第8期			第9期			
				令和	令和	令和	令和	
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度		
夏休みワークキャン	実績値/	0	0	6	15	15	15	
プ参加人数(人)	目標值		O	6	5	15	15	

(5) その他の活動

ア 社会福祉協議会費制度の推進

社会福祉協議会の活動について理解を深め、市民の皆様から拠出してもらった社会福祉協議会費を、地区社会福祉協議会の福祉活動や在宅福祉活動の貴重な財源として活用し、明るく住みやすいまちづくりに努めます。

人口、世帯の減少や地区入りの問題が社会福祉協議会費減少の原因になっています。 地域の方からの拠出もさることながら、社会福祉協議会に協力してもらえる賛助会員 への啓発も必要であり、地区社会福祉協議会活動を充実させ、事業を通じて会費制度 の必要性の PR を図ります。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
加入世帯(世帯)	目標値	12,000	11,900	11,900	11,600	11,500	11,400
加八巴市(巴市)	実績値	12,109	11,888	11,667			

イ まごころ銀行の推進

市民の皆様から頂いた貴重な預託金等を、福祉活動に有効活用しています。地区社会福祉協議会活動の重要な役割であり、地域福祉に役立てられるよう、福祉懇談会等を通じて地域住民の方への啓発を推進していきます。また、本運動が浸透していない地域の理解促進に努めます。

		第8期			第 9 期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
金銭預託(件)	目標値	100	100	100	100	100	100
並或頂乱 (什)	実績値	115	81	90			
物品預託(件)	目標値	10	10	10	10	10	10
物的舆话(什)	実績値	9	2	7			

ウ 共同募金活動の推進

赤い羽根の「国民たすけあい運動」は、みんなの幸せのために、地域住民相互のたすけあい精神で明るく住みよい社会をつくる国民総ぐるみの運動で相互扶助精神を培い、社会福祉事業として共同募金を推進する物心両面にわたる運動です。共同募金は、地域の変容や経済情勢等に伴い、地域課題が多様化しており、課題対応に一層充実していくことが期待されています。このことから、様々な組織や人材の参画を得て、募金活動に取り組む必要があります。

令和元(2019)年度から、地域のボランティア活動や福祉活動をはじめ災害対応等に幅広く活用する目的で新たに市内各事業の皆様に「事業所特別募金」をお願いし、サロン事業、子供食堂に対して、助成金を新規に配分することができました。今後も広く周知を行い共同募金活動の趣旨を理解してもらうことで協力者の拡大に努めます。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度
実績額(千円)	目標値	12,000	12,000	12,000	11,300	11,300	11,300
大順領(111)	実績値	11,963	11,653	11,343			

第4 介護保険サービスの充実

1. 在宅介護サービスの充実

本市では、これまで、介護サービス利用者が住み慣れた自宅や地域社会の中で生活できるよう既存の在宅介護サービス供給体制の充実化を図ってきました。

第9期計画期間中においても、引き続き、本市の高齢化率は増加していくことから、在宅 介護サービスのニーズは増加すると考えられ、民間事業者による在宅介護サービスの供給量 は増加すると見込んでいます。

(1) 予防給付サービスによる介護状態の重度化の防止

要支援1・2の認定者を対象に、予防給付サービスを提供していきます。

予防給付サービスの基本は、「本人ができることは、できる限り本人が行う」という 点を重視し、自立を促すことで結果的に重度化を防止することにあります。

予防給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

■予防給付サービスの利用実績

種類	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防訪問入浴介護	6人	0人	0人
介護予防訪問看護	978 人	863 人	864 人
介護予防訪問リハビリテーション	288 人	291人	240 人
介護予防居宅療養管理指導	156人	162人	108人
介護予防通所リハビリテーション	1,273人	1,088人	1,212人
介護予防短期入所生活介護	85 人	56 人	84 人
介護予防短期入所療養介護(老健)	9人	10人	0人
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0人	0人	0人
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	4 人	2人	0人
介護予防福祉用具貸与	5,000 人	4,967 人	4,896 人
特定介護予防福祉用具購入費	139人	107人	72 人
介護予防住宅改修	128人	141 人	84 人
介護予防特定施設入居者生活介護	208 人	140人	96 人
介護予防支援	5,991人	5,884 人	5,940 人

■予防給付サービスの見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	756 人	744 人	744 人
介護予防訪問リハビリテーション	252 人	240 人	240 人
介護予防居宅療養管理指導	108人	96 人	96 人
介護予防通所リハビリテーション	1,080人	1,044 人	1,032人
介護予防短期入所生活介護	84 人	84 人	84 人
介護予防短期入所療養介護(老健)	0人	0人	0人
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0人	0人	0人
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	4,644 人	4,500 人	4,476 人
特定介護予防福祉用具購入費	72 人	60 人	60 人
介護予防住宅改修	84 人	84 人	84 人
介護予防特定施設入居者生活介護	84 人	84 人	84 人
介護予防支援	5,592 人	5,388 人	5,352 人

(2) 在宅介護サービスの提供

要介護 I~5 の認定者を対象とした介護給付では、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護(老健)、特定施設入居者生活介護などの利用者数が増えている状況です。サービスによっては、横ばいもしくは、利用の減少傾向もみられます。

介護給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

■介護給付サービスの利用実績

種類	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
訪問介護	2,812人	2,861人	3,204 人
訪問入浴介護	148人	165人	204 人
訪問看護	1,536人	1,442人	1,620人
訪問リハビリテーション	385 人	373 人	396 人
居宅療養管理指導	2,159人	2,189人	2,352 人
通所介護	4,654 人	4,123人	4,248 人
通所リハビリテーション	2,782 人	2,510人	2,256 人
短期入所生活介護	1,875人	1,935人	1,836人
短期入所療養介護(老健)	573 人	485 人	468 人
短期入所療養介護 (病院等)	0人	0人	0人
短期入所療養介護(介護医療院)	13人	5人	0人
福祉用具貸与	7,658 人	8,119人	8,628 人
特定福祉用具購入費	101人	128人	168人
住宅改修費	117人	132人	168人
特定施設入居者生活介護	853 人	928 人	1,020人
居宅介護支援	12,687人	12,876 人	13,356人

■介護給付サービスの見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	3,348 人	3,264 人	3,216人
訪問入浴介護	204 人	204 人	204 人
訪問看護	1,656 人	1,632人	1,608人
訪問リハビリテーション	408 人	408 人	408 人
居宅療養管理指導	2,376 人	2,328 人	2,304 人
通所介護	4,008 人	3,888 人	3,840 人
通所リハビリテーション	2,292 人	2,232 人	2,208 人
短期入所生活介護	1,956人	1,932人	1,944 人
短期入所療養介護(老健)	468 人	456 人	444 人
短期入所療養介護(病院等)	0人	0人	0人
短期入所療養介護(介護医療院)	0人	0人	0人
福祉用具貸与	8,940 人	8,964 人	8,916人
特定福祉用具購入費	168人	180人	180人
住宅改修費	168人	168人	168人
特定施設入居者生活介護	1,068人	1,068人	1,068人
居宅介護支援	13,596人	13,296 人	13,080 人

2. 地域密着型サービスの提供

本市では、地域密着型サービスにおいては、令和 5 (2023) 年 8 月から市内の認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) において、定員が 18 人 (2 ユニット) から定員 9 人 (1 ユニット) に減少しています。

しかし、依然として施設入所(居)待機者は存在していることから、高齢者が住み慣れた 地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、第 9 期計画においても種類ごとのサー ビス利用見込量を設定し、必要に応じて施設等の整備を図り、併せて在宅介護サービスを充 実させることにより在宅で生活を行うことができるよう基盤整備を実施することが必要と考 え、家族介護者の負担軽減を図ることにより介護離職者ゼロを目指します。

■地域密着型サービスの種類

種類	サービス内容
定期巡回·随時対応 型訪問介護看護	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問 介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期 巡回型訪問と随時の対応を行うサービス
夜間対応型訪問介護	在宅で夜間を含め 24 時間安心して生活できるよう、夜間に定期的な巡回訪問をしたり、又は通報を受けたり、訪問介護を提供したりする居宅サービス対象者:要介護 I~要介護 5
地域密着型通所介護	日中、小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、 食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練な どを日帰りで提供するサービス
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する居 宅サービス 対象者:要支援 I ~ 要介護 5
小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する居宅サービス 対象者:要支援 I~要介護 5
認知症対応型 共同生活介護	認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担軽減を図る居住系サービス対象者:要支援 2~要介護 5
地域密着型特定施設入 居者生活介護	在宅での介護が困難な人の利用を支援するため、定員 29 人以下の特定施設へ入居する居住系サービス対象者:要介護 I~要介護 5
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模の介護老人福祉施設へ入所する施設サービス 対象者:要介護 3~要介護 5
看護小規模多機能型 居宅介護	医療ニーズの高い要介護者も、医療ニーズに対応した小規模多機 能型サービスの提供を受けられるよう、小規模多機能型居宅介護 と訪問介護を一体的に提供するサービス

第9期計画では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「地域密着型通所介護」のサービスを見込みます。各サービスの利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

(1) 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績

	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	146 人	179人	288 人

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量

	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	288 人	288 人	288 人

(2) 地域密着型通所介護

■地域密着型通所介護の利用実績

	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
地域密着型通所介護	2,622 人	3,117人	3,324 人

■地域密着型通所介護の利用見込量

	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	3,720 人	3,648 人	3,588 人

(3) 認知症対応型通所介護

■認知症対応型通所介護の利用実績

		令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	予防給付(A)	9人	二人	12人
	介護給付(B)	192人	217人	324 人
	合計 (A+B)	201 人	228 人	336 人

■認知症対応型通所介護の見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	予防給付(A)	12人	12人	12人
	介護給付(B)	360 人	360 人	360 人
	合計 (A+B)	372 人	372人	372人

(4) 小規模多機能型居宅介護

■小規模多機能型居宅介護の利用実績

		令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小規模多機能型 居宅介護	予防給付(A)	95 人	69 人	36 人
	介護給付(B)	340 人	336 人	420 人
古七介設 	合計 (A+B)	435 人	405 人	456 人

■小規模多機能型居宅介護の見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型 居宅介護	予防給付(A)	36 人	36 人	36 人
	介護給付(B)	432 人	408 人	396 人
	合計 (A+B)	468 人	444 人	432 人

(5) 認知症対応型共同生活介護

■認知症対応型共同生活介護の利用実績

		令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	予防給付(A)	19人	8人	0人
	介護給付(B)	2,793 人	2,847 人	2,892 人
	合計 (A+B)	2,812人	2,855 人	2,892人

■認知症対応型共同生活介護の見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	予防給付(A)	24 人	24 人	24 人
	介護給付(B)	2,988 人	2,988 人	2,988 人
	合計 (A+B)	3,012人	3,012人	3,012人

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績

	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	778人	1,037人	996人

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量

	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設	1,044 人	1,044人	816人
入所者生活介護	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

3. 施設介護サービスの提供

高齢者が在宅での生活が困難となった場合において、介護が必要となった高齢者が適切な 施設サービスを受けることができるよう、これまでに利用実績等を踏まえながら、サービス の見込量を設定します。

■施設サービスの利用実績

種類	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
介護老人福祉施設	2,592 人	2,575 人	2,484 人
介護老人保健施設	2,792 人	2,646 人	2,580 人
介護医療院	436 人	427 人	432 人
介護療養型医療施設	5人	2人	0人

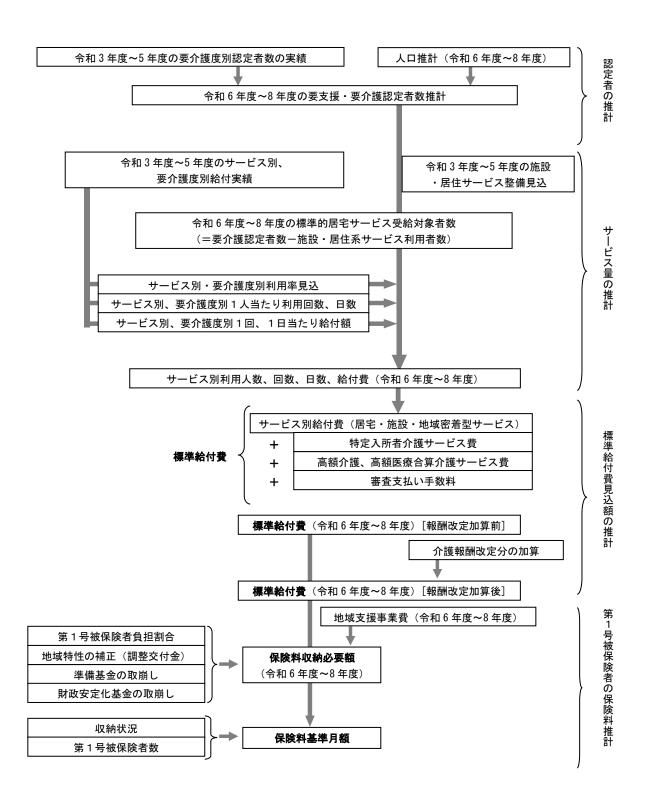
■施設サービスの見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	2,472 人	2,472 人	2,652人
介護老人保健施設	2,580 人	2,796 人	2,796 人
介護医療院	456 人	456 人	456 人

4. 第 | 号被保険者の介護保険料

(1) 保険料算定手順

サービス見込量の推計から保険料の算定までの手順は、概ね下図のとおりです。

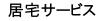


(2) 保険給付費の財源構成

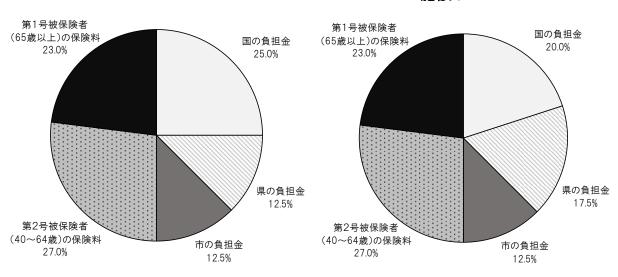
介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分(1割~3割)を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者(65歳以上の高齢者)、27%を第2号被保険者(40~64歳)が負担することになります。

各サービスの内訳は下記のとおりです。

【標準給付費の財源構成】



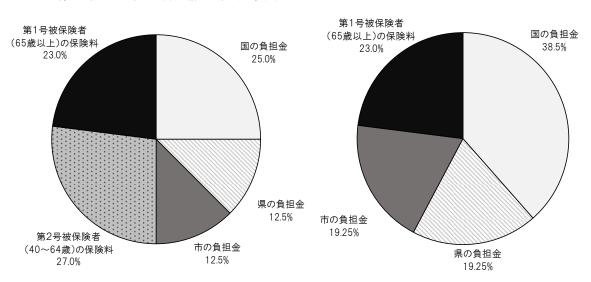
施設サービス



【地域支援事業費の財源構成】

介護予防·日常生活支援総合事業費

包括的支援事業·任意事業費



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担 金や第 | 号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

(3)給付費の見込

第9期介護保事業計画期間の標準給付費を以下のように見込みます。

■介護給付サービスの給付費

サービス種類	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
(1)居宅サービス			
訪問介護	178,473 千円	173,398 千円	171,477 千円
訪問入浴介護	9,825 千円	9,838 千円	9,838 千円
訪問看護	54,083 千円	53,805 千円	52,910 千円
訪問リハビリテーション	9,423 千円	9,335 千円	9,335 千円
居宅療養管理指導	16,691 千円	16,372 千円	16,211 千円
通所介護	384,342 千円	373,440 千円	370,486 千円
通所リハビリテーション	194,201 千円	189,569 千円	187,667 千円
短期入所生活介護	227,576 千円	222,465 千円	223,670 千円
短期入所療養介護(老健)	54,686 千円	53,242 千円	52,215 千円
短期入所療養介護(病院等)	0 千円	0 千円	0 千円
短期入所療養介護(介護医療院)	0 千円	0 千円	0 千円
福祉用具貸与	106,842 千円	106,604 千円	106,261 千円
特定福祉用具購入費	5,003 千円	5,355 千円	5,355 千円
住宅改修費	10,789 千円	10,789 千円	10,789 千円
特定施設入居者生活介護	208,150 千円	208,413 千円	207,806 千円
(2)地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	52,235 千円	52,301 千円	52,301 千円
夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型通所介護	343,297 千円	337,568 千円	332,906 千円
認知症対応型通所介護	35,713 千円	35,758 千円	35,758 千円
小規模多機能型居宅介護	85,266 千円	80,659 千円	79,189 千円
認知症対応型共同生活介護	792,290 千円	793,293 千円	793,293 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護老人福祉	298,340 千円	298,717 千円	233,383 千円
施設入所者生活介護	270,540 [1]	270,717 [1]	255,565 [1]
看護小規模多機能型居宅介護	0 千円	0 千円	0 千円
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	617,274 千円	618,055 千円	663,380 千円
介護老人保健施設	816,705 千円	889,340 千円	889,340 千円
介護医療院	145,223 千円	145,407 千円	145,407 千円
(4)居宅介護支援	211,840 千円	207,549 千円	204,499 千円
合 計	4,858,267 千円	4,891,272 千円	4,853,476 千円

■予防給付サービスの給付費

サービス種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
((I)介護予防サービス						
	介護予防訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円			
	介護予防訪問看護	11,210 千円	11,311 千円	11,383 千円			
	介護予防訪問リハビリテーション	5,204 千円	5,012 千円	5,012 千円			
	介護予防居宅療養管理指導	766 千円	677 千円	677 千円			
	介護予防通所リハビリテーション	35,833 千円	35,060 千円	34,787 千円			
	介護予防短期入所生活介護	1,634 千円	1,636 千円	1,636 千円			
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0 千円	0 千円	0 千円			
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0 千円	0 千円	0 千円			
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0 千円	0 千円	0 千円			
	介護予防福祉用具貸与	27,347 千円	26,432 千円	26,252 千円			
	特定介護予防福祉用具購入費	1,711 千円	1,436 千円	1,436 千円			
	介護予防住宅改修	6,362 千円	6,362 千円	6,362 千円			
	介護予防特定施設入居者生活介護	6,724 千円	6,732 千円	6,732 千円			
(2	2)地域密着型サービス						
	介護予防認知症対応型通所介護	627 千円	628 千円	628 千円			
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,215 千円	2,218 千円	2,218 千円			
	介護予防認知症対応型共同生活介護	5,483 千円	5,489 千円	5,489 千円			
(3	3)介護予防支援	25,514 千円	24,613 千円	24,448 千円			
	合 計	130,630 千円	127,606 千円	127,060 千円			

■標準給付費

区分	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	4,988,897 千円	5,018,878 千円	4,980,536 千円
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	165,353 千円	163,879 千円	162,090 千円
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	126,093 千円	124,993 千円	123,629 千円
高額医療合算 介護サービス費等給付額	19,540 千円	19,341 千円	19,130 千円
支払審査手数料	5,241 千円	5,188 千円	5,131 千円
合 計	5,305,124 千円	5,332,279 千円	5,290,516 千円

■地域支援事業費

区分	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
合 計	303,200 千円	304,600 千円	304,450 千円

(4) 保険料の設定

第9期計画においては、第1号被保険者(65歳以上)が負担する額は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年に必要とされる総給付額の23%となり、さらに、調整交付金見込額等を加味し、保険料収納必要額を算定します。

これを所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階層の人数が負担するという考え方で 保険料を算定します。

大洲市は第9期計画において、所得段階 13段階での算定方式で行います。

第 9 期介護保険事業計画の第 | 号被保険者保険料基準月額は、6,250 円と設定します。

令和6(2024)年度~令和8(2026)年度の保険料基準月額

	基準月額
第 号被保険者保険料	6,250 円

(5) 所得段階別の保険料

令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までの所得段階別の保険料率と保険料額(年額)は、次のとおりとなります。

■所得段階の基準

区分	段階	対象者	保険料率
		生活保護受給者	0.005
	第Ⅰ段階	老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	0.285
		世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金	(0.455)
基準額		収入の合計が 80 万円以下の方	
より軽減	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金	0.485
される方	76 - 1710	収入の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	(0.685)
C 10 0 /3	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金	0.685
	ポリ 状旧	収入の合計が 120 万円を超える方	(0.690)
	第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金	0.9
	94权值	額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.9
甘淮炻	第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金	1.0
基準額		額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	1.0
	第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.2
	第7段階	本人課税で合計所得 20 万円以上 2 0 万円未満	1.3
	第8段階	本人課税で合計所得 210 万円以上 320 万円未満	1.5
基準額	第9段階	本人課税で合計所得 320 万円以上 420 万円未満	1.7
より増額 される方	第10段階	本人課税で合計所得 420 万円以上 520 万円未満	1.9
	第 段階	本人課税で合計所得 520 万円以上 620 万円未満	2.1
	第 12 段階	本人課税で合計所得 620 万円以上 720 万円未満	2.3
	第 13 段階	本人課税で合計所得 720 万円以上	2.4

- ※保険料率の数字は、第5段階の基準額を1とした場合の負担割合を示します。
 - 例えば第7段階の保険料率が 1.30 の場合、保険料負担が基準額の3割増となります。
- ※第 | 段階から第 3 段階については、消費税増税を財源とした公費による保険料の軽減が 行われています。
- ※第 | 段階から第3段階の、カッコ内の割合は保険料軽減前の保険料率となります。

■第 | 号被保険者介護保険料

	実際に納めていただく額 保険料 (軽減適用後)		【参考】		
所得段階			保険料 (原則)		
	年額	保険料率	年額	保険料率	
第丨段階	21,400円	0.285	34,200円	0.455	
第2段階	36,400 円	0.485	51,400円	0.685	
第3段階	51,400円	0.685	51,800円	0.690	
第4段階	67,500 円	0.9	67,500 円	0.9	
第5段階(基準額)	基準額) 75,000 円 1.0		75,000 円	1.0	
第6段階	90,000円	1.2	90,000円	1.2	
第7段階	97,500 円	1.3	97,500 円	1.3	
第8段階	112,500円	1.5	112,500円	1.5	
第9段階	127,500円	1.7	127,500円	1.7	
第10段階	142,500円	1.9	142,500円	1.9	
第11段階	157,500円	2.1	157,500円	2.1	
第 12 段階	172,500円	2.3	172,500円	2.3	
第 13 段階	皆 180,000円 2.4		180,000円	2.4	

第5 介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感が高まり、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。

適正化の実現のため、地域包括ケアシステムを深化、推進するとともに介護データベース 等の活用方策について検討を深めていきます。また、人員体制の確保や業務の効率化を図り、 必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

事業構成は、主要3事業である、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検、医療情報との突合及び任意事業である介護給付費通知となっています。

1. 要介護認定の適正化

認定調査については可能な限り本市で調査を実施し(遠隔地を除く)、中立、公平な調査の確保を図るとともに、審査会の資料配布前に調査内容について点検を行い、不備については調査員等に確認し、必要に応じて訂正します。

年々認定の申請件数が増加してきたことに伴い、本市で調査対応できる件数に限界がきている状況もありますが、引き続き可能な限り本市で調査を実施するとともに、外部へ委託する場合も、調査対象者の関係事業所以外の事業所へ依頼するなど、中立、公平な調査の実施に努め、審査会前の点検についても継続します。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差などについて分析を行い、また、 認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析や研修への参加の促進 を図るなど、要介護認定調査の平準化に向けての取組を実施します。

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
認定調査の本市調査	目標値	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
実施率(%)	実績値	92.7	97.0	97.8			

2. ケアプランの点検

(1) ケアプランの点検

新規申請、更新申請、区分変更申請、プランに大きな変更があった際に、各事業者から 提出されるケアプランと認定情報や利用実績との確認を行い、その内容が適正かどうかに ついて点検を行います。

認定者の増加とともに、提出されるケアプランの件数も増加しているため、プラン全件を確認することはできませんでしたが、今後は AI や ICT の活用を検討し、引き続き適切なプランチェックを行い、要介護度や心身の状況等に合っていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りのあるプラン等が見受けられた場合は、担当介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

また、新規申請、更新申請、区分変更申請、その他プランに大幅な変更があった際には、 ケアプランの提出を依頼し、介護給付が適正に行われているか確認します。

			第8期			第9期	
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
ケアプラン点検	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
実施率(%)	実績値	96.4	90.0	91.9			

(2) 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入の点検については、必要に応じて担当介護支援専門員への聞き取り、訪問調査、見積書の点検を行い、受給者の身体の状態に応じて必要なサービスの提供を点検するとともに、軽度者の福祉用具貸与利用については、担当介護支援専門員から理由書の提出を求めるなど、受給者が真に必要とするサービスが提供されるとともに、介護給付の適正化を図ります。引き続き、介護支援専門員へのヒアリング、訪問調査及び見積書の点検を行い介護給付の適正化に努めます。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
住宅改修等の点検率 (%)	目標値	100	100	100	100	100	100

3. 縦覧点検、医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に委託し、給付実績を基に、介護保険と医療保険を重複請求している事業者がないか確認作業を行い、疑義のある事業者については、必要に応じて返還請求を行うなど、介護給付の適正化に努めています。

引き続き国民健康保険団体連合会に委託し、縦覧点検及び医療情報との重複等について 点検を実施します。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
縦覧点検、医療 情報との突合数	実績値/目標 値(回/年)	12回	12回	12回	12回	12回	12回

4. 介護給付費通知

全受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及、啓発し、自ら受けているサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた介護給付費の抑制効果につなげています。

引き続き国民健康保険団体連合会に委託し、受給者に対して給付状況の通知を行います。

		第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度
介護給付費 通知数(%)	目標値/実績値	100	100	100	100	100	100

5. その他の取組

(1)情報提供の充実

介護保険制度について、広報(広報おおず、社協だより等)や各種サロンや懇話会の参加時、またインターネットなどを活用し情報を提供しています。

高齢者の方の実態を把握し、支援が必要な高齢者やご家族への早期対応につなげるため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター制度を周知し利用促進を図ります。

(2) 低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由でサービスが制限されたりすることがないように、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費給付等の利用者負担軽減策の制度周知を図ります。

(3) サービス事業者の育成、指導

地域包括支援センターにおいて、「包括的、継続的マネジメント事業」を通じて、介護 保険事業者の研修活動等を支援し、介護保険制度の円滑な実施のために、総合的なサー ビス提供の向上を図ります。

実施時間等の状況により参加回数や人数が減少傾向となっていますが、開催時間の調整やウェブ会議方式での開催など、参加者の状況に応じた連絡会の開催を検討し、活動を通じて総合的なサービス向上を図ります。

		第8期			第9期			
			令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
在宅サービス事業者	実績値/	6	1.1	10	12	12	12	
連絡会(回数) 目標値		0 11	11	10	12	12	۱۷	
在宅サービス事業者	実績値/	91	312	330	350	350	350	
連絡会(参加人数)	目標値	71	312	330	330	330	330	

(4) 多様な相談体制、苦情相談体制

市役所窓口や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業所等で幅広く相談に応じるとともに、介護や福祉等のサービスが包括的に提供できるよう一層の相談体制の構築を図ります。

また、利用者の苦情に対しては、早急に事業者に改善を求めるとともに、必要に応じ、 愛媛県や愛媛県国民健康保険団体連合会と連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

			第8期			第9期		
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	
国保連合会報告(件)	目標値/ 実績値	18	5	5	20	20	20	

(5) 関係機関等の連携

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、社会福祉関係団体 や保健、医療、教育関係機関等との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効 果的な提供に努め、民間事業者や介護保険施設などと連携を強め、必要とされるサービ スの確保に努めています。

また、国や県との連携は不可欠であり、今後も本計画が円滑に推進できるよう、緊密な連携に努め、疑義、回答内容については各ケアマネジャーへのフィードバックを図ります。

(6) 推進体制

計画を推進するに当たり、市民や事業者の理解と協力を得ていくことが必要です。そのため、市民、関係機関、団体の代表等で構成する「大洲市地域福祉推進委員会」、「大洲市地域包括支援センター運営協議会」、「地域ケア会議」、「ネットワーク会議」、「居宅介護支援事業者連絡会」などからの意見を反映しながら、介護保険事業の円滑かつ公平、公正な運営に努めます。

今後は、会議の開催方法等を検討しながら意見を活用できる場を確立し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

第6 資料編

1. 大洲市地域福祉推進委員会設置要綱

平成 | 7年6月 | 日 大洲市要綱第 | 00号

(設置)

第 I 条 大洲市地域福祉計画等の策定に関し、必要な事項を検討し、及び審議するため、大洲市地域 福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。
 - (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画に関すること。
 - (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画に関すること。
 - (3) 介護保険法(平成9年法律第 | 23号)第 | | 7条に規定する介護保険事業計画に関すること。
 - (4) 在宅保健福祉体制の整備に関すること。
 - (5) その他地域福祉を推進するための計画及び施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、各種団体並びに計画策定に必要な知識及び経験を有すると認めた者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 必要がある場合は、委員を追加することができる。この場合の任期の最終日は、既に委嘱又は任命された委員の例による。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長各 | 人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する委員会は、市長が招集する。
- 2 委員会の会議は、会長が議長となる。
- 3 委員会は、在任委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、 同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉事務所において処理する。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成 | 7年6月 | 日から施行する。 附 則
 - この要綱は、平成 | 9年 | 月 | | 日から施行する。 附 則 (平成 20年 4月 | 日大洲市要綱第3 | 号)
 - この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成26年大洲市要綱第5号)
 - この要綱は、平成26年2月 | 4日から施行する。 附 則 (平成29年3月 | 日大洲市要綱第6号)
 - この要綱は、平成29年3月1日から施行する。 附 則(令和2年2月12日大洲市要綱第4号)
 - この要綱は、令和2年4月 | 日から施行する。 附 則(令和4年4月25日大洲市要綱第 | 03号)
 - この要綱は、令和4年5月29日から施行する。

2. 大洲市地域福祉推進委員会委員名簿

任期:令和4年6月22日~令和6年6月21日

No.	所属団体	委員名	備考
1	喜多医師会	大久保 博忠	
2	大洲市民生児童委員協議会	乙井 敏夫	
3	大洲市女性団体連絡協議会	木下 寿真子	
4	大洲市ボランティア連絡協議会	木野本 忠志	
5	大洲市健康づくり推進協議会	櫛部 昭彦	
6	大洲市老人クラブ連合会	坂 田 諭	
7	大洲市連合婦人会	玉木 妙子	
8	長浜地区	徳田 リツ	
9	大洲市食生活改善推進協議会	西山 みち子	
10	大洲市自治会連絡会議	東眞一	
11	大洲市社会福祉協議会	藤田修	
12	河辺地区	松本 惠子	
13	肱川地区	山田 晴夫	
14	大洲市母子寡婦福祉連合会	山本 珠美枝	

50 音順 敬称略

3. 計画策定の経過(地域福祉推進委員会の開催状況等)

年	月 日	内 容
令和 4 年	4 月 日から	在宅介護実態調査
令和 5 年	3月31日まで	(配布数 420 件、回収数 420 件、回収率 100.0%)
令和 5 年	5月10日から	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和 5 年	5月24日まで	(配布数 800 件、回収数 506 件、回収率 63.3%)
令和 5 年	5月10日から	高齢者に関する市民意識調査
令和 5 年	5月24日まで	(配布数 1,000 件、回収数 392 件、回収率 39.2%)
令和 5 年	8月 4日	第 回大洲市地域福祉推進委員会
		(1)会長の選任
		(2)委員会への諮問
		(3)計画策定の概要について説明
令和 5 年	月 日	第2回大洲市地域福祉推進委員会
		(1)各アンケート内容及び調査結果について報告
		(2)第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案説明
令和 5 年	2月 2日	大洲市議会全員協議会で計画素案について説明
令和 5 年	2月 8日から	パブリックコメント実施
令和 6 年	月 8日まで	
令和 6 年	2月 7日まで	第 3 回大洲市地域福祉推進委員会
		第 9 期高齢者福祉計画·介護保険事業計画原案 承認
令和 6 年	2月16日	大洲市地域福祉推進委員会から大洲市長へ答申
令和 6 年	3月14日	大洲市議会において介護保険条例の改正について議決
		(原案可決)

大洲市

高齢者福祉計画

介護保険事業計画

【第9期計画:令和6(2024)年度~令和8(2026)年度】

発行年月:令和6年3月

発 行:愛媛県大洲市

編 集:市民福祉部 高齢福祉課

住 所:〒795-8601

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

TEL: 0893-24-1714

FAX: 0893-24-0961